総務警察委員会記録

開催日時 令和2年3月11日(水) 13:08~16:44

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

乾 浩之 委員長

山本 進章 副委員長

亀甲 義明 委員

松本 宗弘 委員

清水 勉 委員

中野 雅史 委員

荻田 義雄 委員

山村 幸穂 委員

猪奥 美里 委員

欠席委員 なし

出席理事者 末光 総務部長

杉中 危機管理監

山下 地域振興部長

前阪 南部東部振興監

折原 観光局長兼県土マネジメント部理事(地域交通担当)

大橋 警察本部長

雨宮 警務部長

桑原 生活安全部長

中岡 刑事部長

山崎 交通部長

木下 警備部長 ほか、関係職員

傍 聴 者 4名

議事

(1) 議案の審査について

《令和2年度議案》

議第 17号 奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

- 議第 19号 奈良県部設置条例の一部を改正する条例
- 議第 21号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 22号 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条 例
- 議第 23号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条 例の一部を改正する条例
- 議第 24号 知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する 条例
- 議第 25号 財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 26号 奈良県監査委員条例の一部を改正する条例
- 議第 27号 奈良県手数料条例等の一部を改正する条例

(総務警察委員会所管分)

- 議第 44号 包括外部監査契約の締結について
- 議第 45号 第2期奈良県地方創生総合戦略の策定について

《令和元年度議案》

- 議第109号 (仮称) 奈良県国際芸術家村整備事業にかかる請負契約の変 更について
- 議第111号 権利の放棄について
- 議第115号 和解及び損害賠償額の決定について
- 議第116号 損害賠償額の決定について
- 報第 34号 地方自治法第180号第1項の規定による専決処分の報告に ついて

奈良県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条 例

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任 に基づく債務の免除に関する条例及び奈良県水道用水供給事 業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(総務警察委員会所管分)

自動車事故にかかる損害賠償額の決定について

(2) その他

<会議の経過>

○乾委員長 ただいまから総務警察委員会を開会いたします。

松本委員はおくれるとの連絡を受けておりますので、ご了解願います。

なお、理事者においては、柳原地域振興部次長が欠席するとの連絡を受けておりますので、ご了解願います。

本日、当委員会に対し、4名の方から傍聴の申し出がありましたので、入室していただいております。この後、傍聴の申し出があれば、さきの方を含め、20名を限度に入室していただきますので、ご了承ください。

本日3月11日は東日本大震災発災から9年を迎え、地震発生時刻の午後2時46分ご ろに庁内放送で黙祷の呼びかけがございます。審査の途中の場合は、一旦中断して黙祷を ささげたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

案件に入る前に、2月17日付及び3月3日付の人事異動により、理事者の異動がありましたので、危機管理監から関係課長の紹介、警察本部長から自己紹介の後、関係部長、課長を紹介願います。

〇杉中危機管理監 それでは、私から人事異動のございました関係課長についてご紹介いたします。

末武安全・安心まちづくり推進課長でございます。

- **〇末武安全・安心まちづくり推進課長** 末武でございます。よろしくお願いいたします。
- **〇杉中危機管理監** 以上でございます。
- ○大橋警察本部長 2月17日付で警察本部長に着任しました、大橋でございます。微力ながら頑張りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、警察本部の異動がありましたので、ご紹介させていただきます。

初めに、生活安全部長の桑原でございます。

- ○桑原生活安全部長 桑原でございます。よろしくお願いいたします。
- **〇大橋警察本部長** 続きまして、刑事部長の中岡でございます。
- ○中岡刑事部長 中岡でございます。よろしくお願いいたします。
- **〇大橋警察本部長** 続きまして、交通部長の山崎でございます。
- **〇山崎交通部長** 山崎です。よろしくお願いします。

- **〇大橋警察本部長** 警備部長の木下でございます。
- **〇木下警備部長** 木下でございます。よろしくお願いいたします。
- **〇大橋警察本部長** 続きまして、総務課長の福井でございます。
- ○福井警察本部総務課長 福井でございます。よろしくお願いいたします。
- **〇大橋警察本部長** 会計課長の青野でございます。
- **〇青野警察本部会計課長** 青野です。どうぞよろしくお願いいたします。
- **〇大橋警察本部長** 以上、よろしくお願いいたします。
- **〇乾委員長** それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

なお、審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみ報告となりますので、あらかじめご了承を願います。

なお、議案の説明については、2月19日及び3月2日の議案説明会で行われたため、 省略いたします。

それでは、付託議案について、質疑があればご発言願います。

〇清水委員 恐れ入ります。通告をしておりません。先ほど書類を見ていて気がついた点がありますので、確認をさせていただきたいと思います。

議第45号、第2期奈良県地方創生総合戦略の策定にかかわって、大規模広域防災拠点の整備について、記載がございます。何々整備をしますと限定的に書かれております。今回、一般質問でも取り上げさせていただきましたけれども、財源の計画であったり、いまだ不確定な点が結構あるのです。内容を見てみますと、防災拠点の機能検討、防災拠点としての効果を早期に発現させるための段階的整備の検討、大規模広域拠点へのアクセス道路の検討という形で書かれている中で、一番上には整備をしますという書きぶりです。少し違和感を感じたのでお伺いするのですけれども、本来であれば、整備に向けて推進をいたしますとか、整備を図りますという書きぶりではないかと思いますが、この点についてご答弁いただきたいと思います。

○杉中危機管理監 大規模防災拠点につきましては、2,000メートルの滑走路もついた拠点を整備するという構想を持っており、それを最終形として、整備を検討しているところです。本会議で知事からも答弁がございましたように、この計画につきましては早期

の効果発現を図るために、3段階に分けて整備をする考えを持っております。まずは、物資や人員の集結ができる広場の整備、それから600メートルの滑走路のついた、空からの救援を想定した拠点、最終的には2,000メートルの滑走路の構想を持っているということで、考え方としては、清水委員と同じ認識をしているものと考えております。

- **〇清水委員** 書類ですので、人によっては取り方がかなり変わるかもしれない。これを読まれたときに、この書類には大規模防災拠点の最終イメージの図面しか載っていないのです。1期目、2期目がなくて、最終形だけが載っていると、これを見た方はこうするのだと思われるおそれがある。今からでも文言修正は可能だと思いますので、まず、検討を加えられるのかどうか、再確認させてください。
- **〇杉中危機管理監** 認識としましては、全く同じでございます。最終形をにらんだ書き方をしておりますけれども、段階的に整備をしていきたいという考えでやっていきたいと考えております。
- ○清水委員 もう1点、この具体的な取り組みについて、知事は、この五條市のこの地で 自衛隊の駐屯地誘致をすることをきっかけにこの計画が出てきたというお話もされている わけです。

ところが、第2期奈良県地方創生総合戦略で、自衛隊誘致について一言も触れられていない。ここについては、物事の発生の順番からすると、触れておいたほうがいいのではないのかと思うのですが、そのあたりはどうですか。

- **〇杉中危機管理監** この隣接する場所に自衛隊を誘致したいという考えは引き続き持って おりますし、そのための活動もやってまいります。県の事業を中心にこういう書き方をし ているとご理解いただければと思います。
- **〇清水委員** 私としては、修正が可能であれば、知事とも協議をしていただいたほうがよいと思うのです。 5 年間の奈良県政の全体的な方向性を示す書類ですから、1 つが欠けているとぐあい悪いと思います。本日 3 月 1 1 日、あのときの災害を思い起こしますと、自衛隊の駐屯地が奈良県にあったほうがいいと、それは間違いない話だと思っています。ただ、計画には漏れ落ちがあったらいけないと思いますので、そのことも再度加えていただけるように、私からの意見として言わせていただいとると、以上です。
- ○乾委員長 意見として。
- ○清水委員 はい。
- **〇乾委員長** ほかにありませんか。

続いて、付託議案について、委員の意見を求めます。ご発言願います。

〇山村委員 それでは、付託されました議案について、意見を述べたいと思います。

議第24号の知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例ですが、 これは一般職も含めて、職員の給与を減額をするという中身になっております。人事委員 会からも引き続き、こういうことを早くやめるようにという意見もつけられております。 かねてから、私たちは一般職の給与の減額については反対ということで、この議案に反対 します。

それから、もう1点は、議第45号の第2期奈良県地方創生総合戦略の策定についてでありますが、先ほど清水委員からもご発言がありましたけれども、この総合戦略に含まれております、例えば奈良公園に高級なホテルの建設、消防学校と併設で2,000メートルの滑走路を整備すること、京奈和自動車道の奈良市内、平城京の地下を通るトンネル工事、あるいはリニア新幹線を誘致した上、関西空港に新駅からつなぐ新線を計画をするという、およそ県民の暮らしとはかけ離れた巨額の投資を行う事業が、本当に今、必要なのかと思っております。この計画については反対したいと思います。

- ○荻田委員 付託を受けました全議案について、自民党奈良として賛成いたします。
- 〇中野委員 同じく、自由民主党も賛成いたします。
- **〇猪奥委員** 新政ならも付託を受けました全議案に賛成します。
- **〇清水委員** 先ほど申し上げました議第45号の一部分のご意見だけさせていただきましたけれども、その他議案については賛成をさせていただきます。以上です。
- **〇亀甲委員** 公明党としましても、付託された議案全て、賛成をさせていただきます。以上でございます。
- **〇山本副委員長** 創生奈良も同じく、賛成させていただきます。
- **〇乾委員長** ただいま付託を受けました各議案について、採決を行いたいと思います。

まず、令和2年度議案、議第24号及び議第45号については、委員より反対の意見が ありましたので、起立により採決をいたします。

令和2年度議案、議第24号及び議第45号について、原案どおり可決することに賛成 の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。よって、本案は、いずれも原案どおり可決することに決しました。

次に、ただいま可決されました議案を除く残余の議案については、一括して簡易採決に より行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りします。

令和2年度議案、議第17号中、当委員会所管分、議第19号、議第21号から議第23号、議第25号、議第26号、議第27号中、当委員会所管分及び議第44号並びに令和元年度議案、議第109号、議第111号、議第115号及び議第116号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。

よって、本案は、いずれも原案どおり可決することに決しました。

次に、報告案件についてであります。

報第34号中、当委員会所管分については、先ほどの説明をもって、理事者より詳細な 報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承願います。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

なお、本定例会に提出されました陳情のうち、当委員会所管事項に関する陳情の写しを 参考に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、その他の事項に入ります。

末光総務部長から「奈良県の力」底上げプログラム(案)ほか2件について、杉中危機管理監から奈良県地域防災計画(案)の概要ほか1件について、山下地域振興部長から令和2年度私立高等学校等の授業料等支援について、報告を行いたいと申し出がありましたので、順にご報告願います。

なお、理事者におかれましては、着席にてご報告を願います。

○末光総務部長 ただいま委員長からご配慮いただきましたので、着席にてご説明を申し上げます。

私からは全部で3件ほどご報告を申し上げます。

まず、「奈良県の力」底上げプログラム(案)についてでございます。資料1-1、「奈良県の力」底上げプログラム(案)をごらんいただければと思います。

本プログラムですが、今年度末で3年間の取り組み期間が終了する奈良県行政経営改革 推進プログラムの次期行革計画として、策定作業を進めており、その概要については、昨 年12月議会でご報告しましたが、このたび最終案ができましたので、改めてご報告しま す。

本プログラムにつきましては、単に行政資源の効率化のみに着目するのではなく、個人の価値観やライフスタイルの多様化、人口動態の変化や技術革新の進展などのさまざまな社会変化が地域社会の多様な主体に与える影響も広く俯瞰し、広域的な役割を担う本県のあり方を検討しつつ策定するという基本認識で作成を進めてまいりました。その上で、この次期行革計画は、奈良新「都」づくり戦略2020を推進するための原動力となる戦術集として取りまとめさせていただきました。

具体的には、県民アンケートにおきまして、県民が重要度が高く、満足度が低いと感じておられる6つの分野を県の弱みとして、それを克服するための個別・具体的な戦術を重点項目として設定しております。また、重点項目以外に、奈良新「都」づくり戦略2020全体を推進するための普遍的な戦術を全体項目として設定しております。重点項目は計画期間である令和2年度から令和4年度の3年間に着実に成果を出す項目と、将来に備え、中長期的視点で3年間で取り組む項目に分けて設定をしております。

2枚目をごらんください。縦軸に今申し上げた重点項目の3カ年と中長期的視点を、横軸には、項目の柱立てとして、人、財、ファシリティ、連携の4つに分けて、取り組み項目とその概要を表に整理しております。

また、3枚目には、全体項目について整理し、重点項目と全体項目を合わせて計53項目の取り組みを実施することとしております。

資料1-2として、「奈良県の力」底上げプログラム(案)本体を添付しておりますので、後ほどご確認をいただければと思います。

なお、本プログラムにつきまして、先般パブリックコメントを実施しましたが、特にご 意見はございませんでした。本日の県議会へのご説明の後、今年度末に公表してまいりた いと考えております。

以上で「奈良県の力」底上げプログラム(案)についてのご説明を終わります。

続きまして、資料2、内部統制によるリスクマネジメントについてをごらんいただければと思います。

内部統制によるリスクマネジメントとは、リスクを未然に防止する仕組みのことで、平成29年に地方自治法が改正され、令和2年度より全都道府県及び政令市において実施することとなったものです。本県においても、その実施に向け、検討を行い、このたび実施

案を作成しました。

まず、内部統制の進め方でございますが、新たな内部統制(案)のイメージをごらんください。自治体にはもともと事務マニュアルや進捗管理など、個別に内部統制の仕組みがございますが、それが適正に実施されないケースがあり、問題事案が発生しているところです。この問題事案の発生を減少させるため、個別に行っている内部統制を補完するものとして、新たな内部統制によるリスクマネジメントを行う必要があります。そこで、この新たな取り組みは従来からの内部統制の仕組みにのっとり、事務を適正に執行しているか確認を行うという形で進めたいと考えております。

ただいま申し上げました、事務を適正に執行しているかを確認するのは県庁の各所属でございますが、県庁全体を取りまとめる体制は総務部長を総括責任者として、その下に内部統制を総括的に進める内部統制推進部局と内部統制体制が有効に働いているか評価を行う内部統制評価部局をそれぞれ設け、財務事務、文書管理、人事管理といった各制度を所管する課、いわゆる制度所管課と連携をしながら進める予定でございます。その上で、これら内部統制全体について、知事、副知事、部局長が出席する庁議において、報告、確認を行い、全庁的にオーソライズする体制としたいと考えております。

次に、具体的な取り組みの流れについてご説明します。 2ページ目をごらんください。まず、ことしの4月からの実施に向けて、今月中に内部統制基本方針、全庁的な内部統制の整備状況、業務レベルの内部統制のリスク一覧の作成を行います。業務レベルの内部統制のリスク一覧とは、過去に発生した問題事案等をリスクとして捉え、所属において未然防止に取り組む必要があるリスクを洗い出したものと、そのリスクが発生しないよう取り組むチェック項目のことで、各所属において、それを意識しながら1年間業務を実施してまいります。 1年後に、チェック項目を遵守できたかどうか、自己評価を行い、それを全庁的に取りまとめ、評価報告書を作成し、監査委員の意見を付した上で、令和3年9月議会に報告し、その後公表することとしております。

なお、これらの一連の流れの中で改善すべき事項があれば、修正を行い、新たな実施に 備えるというPDCAサイクルを徹底しながら進めたいと考えております。

説明は以上でございますが、最後に、先ほど申し上げました4月からの実施に向け、今月中に作成する内部統制基本方針(案)、全庁的な体制の整備状況、業務レベルの内部統制のリスク一覧を3ページから5ページに添付しておりますので、ご確認いただければと思います。

以上で本県における内部統制によるリスクマネジメントの説明を終わります。

続きまして、資料3、県有施設等の耐震対策についてをごらんいただければと思います。

県有施設等の耐震対策につきましては、昨年2月、当時、文化会館をはじめとする県有施設の安全性について関心が高まっていたことも踏まえ、庁内に県有施設等耐震検討チームを設置し、取り組みを進めております。チームの取り組みについてご説明します。

県有施設等耐震検討チームでは、耐震性の低い54棟の施設について、施設のIs値や利用者の状況を踏まえ、表のとおり、5つのグループに分類し、学校及び不特定多数または社会的弱者が利用する施設について、優先的に取り組みを進めることとしました。また、耐震診断未実施の施設につきましては、継続して使用する72棟について診断を実施することといたしました。

チーム構成ですが、私がチームリーダーを務め、サブリーダーとして総務部次長及びまちづくり推進局次長、チーム員として施設所管課長19名及びごらんの6課長、事務局を所管する行政経営・ファシリティマネジメント課長の29名でございます。各施設につきまして、耐震診断の分析を行い、対応案を検討した上で、専門家のご意見を伺い、チーム会議で対応方法を確認するという手法で検討を進めてまいりました。

専門家の方々につきましては、記載の4人の先生方にお願いをいたしたところであります。

チーム会議ですが、過去5回開催をしております。検討対象とした54施設のうち、対応が必要な47棟について、専門家の先生方のご意見を踏まえ、当面の方向性を決定したところです。

2枚目をごらんください。ただいま申し上げました47施設の対応方針等を記載しております。内訳ですが、①が応急補強を行う施設25棟、②耐震改修を行う施設7棟、③避難経路の見直し等、ソフト対策を行う施設15棟となったところであり、完了時期等についてもあわせて記載をしております。

1枚目にお戻りいただきまして、今後の新検討チームの進め方でございます。令和2年度は応急対応を行った施設を含め、耐震性が低い施設につきましては、建てかえ、耐震改修等の最終的な耐震対策の方針を早急に決定し、対応完了までのロードマップを作成の上、進捗管理を行ってまいりたいと考えております。あわせて、令和元年度に耐震診断を実施した施設のうち、耐震性が低いと判明した施設につきましては、今年度と同様の手法で耐震検討チームで対応を検討したいと考えております。

以上で私からの報告は終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

〇杉中危機管理監 それでは、委員長からご配慮いただきましたので、着席にてご説明いたします。

資料4、奈良県地域防災計画(案)の概要についてご報告します。

前回、当委員会におきまして、中間案についてご説明しているところですけれども、このたび最終的な見直し案を作成しましたので、その概要についてご説明申し上げます。

まず、1. 修正の方針でございます。今回の見直しでは、平成30年7月の豪雨等の教訓を踏まえて策定いたしました奈良県緊急防災大綱や被災自治体から学んだ経験、課題、 さらには、国の防災基本計画の改正などを反映することといたしました。

次に、2.修正に係るスケジュールでございます。修正に関しましては、有識者による 検討委員会や防災会議幹事会等でご意見もいただき、計画を取りまとめ、2月6日に開催 しました奈良県防災会議におきまして、最終的な承認をいただきました。当委員会にてご 報告の後、今年度中に計画の修正を完了したいと考えております。

次に、3番. 修正の観点でございます。計画の修正に際しましては、8つの項目をポイントとして、県の方針を整理し、地域防災計画にその趣旨を反映しております。本日はそれらの主なものについてご説明したいと思います。

4. 主な修正内容でございます。

まず、(1) 住民の正しい避難行動を促進でございます。平成30年の7月豪雨では、 自分の居住地域の災害リスクに対する認識の不足や自分だけは大丈夫という思い込みによって避難行動をとらなかったために、とうとい命が失われたという事例が多く見られました。そこで、避難に対する正しい認識を促すとともに、みずからの命はみずからが守るという意識を持ち、思い込みや正常性バイアスによる避難のおくれが生じることのないような取り組みを進めることとしております。

次に、(2)被災者の健康維持ができる環境づくりでございます。平成28年に発生しました熊本地震でも大きな課題と認識されておりますが、避難時の環境の改善も大きな課題でございます。そこで、避難所の空調、照明等設備の充実や物資の備蓄の整備に努めるとともに、女性を始めとする多様な視点を幅広く取り入れることで、誰もが最低限、健康維持でき、かつ全ての避難者が安心して過ごすことができるよう、プライバシーの確保や犯罪抑止対策に努めてまいることとしております。

次に、(3) 防災拠点をはじめとする防災体制の整備でございます。防災拠点の機能を

整理し、求められる機能に対応する施設の位置づけを明確にするとともに、南海トラフ巨大地震などへの備えとして、消防学校を併設した大規模広域防災拠点の整備を図り、あわせて、陸上自衛隊駐屯地の五條市への誘致活動を進めてまいります。

- (4) 帰宅困難者対策の強化でございます。平成30年の大阪府北部地震では、多数の帰宅困難者が発生しました。そのため、企業や住民に対しまして、災害時にむやみに移動を開始しないことの周知徹底を図るとともに、観光客に対する取り組みとして、観光案内拠点の充実やWi-Fi等の通信環境の整備を行うこととしております。
- (5)計画的・重点的な防災対策の推進でございます。内水による床上、床下浸水被害や土砂災害への対策といたしまして、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策等を活用した対策の強化を行うこととしております。

最後に、(6) 南海トラフ巨大地震発生に備えた命を守るための取組でございます。昨年5月に国の中央防災会議で南海トラフ地震防災対策推進基本計画が改定されたことを受け、南海トラフ地震臨時情報が発表された際に、県や市町村、住民がとるべき警戒等の措置や必要な体制について記載しました。

改定の概要につきましては以上でございます。近年の災害などによるさまざまな気づき や教訓を計画に反映するとともに、この地域防災計画をベースとして、県及び市町村が連 携しながら具体的な防災対策に取り組んでまいります。

次に、資料 5、(仮称) 奈良県文化財防火対策推進条例の概要についてご説明いたします。

昨年、フランスのノートルダム大聖堂や沖縄の首里城跡地での火災によりまして、貴重な文化財が焼失したことを受け、文化財を守り継承していく重要性を再認識したところでございます。本県には多くの文化財が所在しておりますが、建造物の大部分が木造でありますことから、潜在的に火災に対する危険性が高い状況にあります。また、文化庁が行った調査によりますと、消火設備の設置改修から30年以上経過しているものが全国で2割程度、本県では3割程度あり、設備の老朽化による消火機能の低下のおそれがあります。文化財は一旦滅失、毀損すれば、回復が不可能なかけがえのない財産であることに鑑み、条例において、行政、文化財の所有者、県民、それぞれの責務や役割を明確に示すとともに、各主体が連携し一丸となって文化財防火対策に取り組むための推進体制を整備し、防火対策の総合的、計画的な取り組みを進めていきたいと考えております。

2ページをお願いいたします。文化財防火対策推進体制の整備につきまして、現在検討

中のスキームをお示ししております。県や市町村、文化財所有者、地域住民がチームとなって所有者単位で防災計画を策定し、防火設備の設置改修を図るとともに、日常の火気管理・点検強化・消火訓練の充実を促すことにより、総合的な文化財の防火対策の強化を図っていくものです。この条例の制定を契機としまして、奈良の大きな魅力である文化財、とりわけ木造の文化財を守る持続的な防火対策を推進してまいる所存です。今後、条例案の詳細検討を進め、パブリックコメントを経て、次の6月議会にて条例案を上程してご審議をいただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。以上でございます。

〇山下地域振興部長 委員長にご配慮いただいておりますので、着席で説明をさせていた だきます。

それでは、資料6をごらんください。令和2年度私立高等学校等の授業料等支援についてご説明いたします。

この資料の下段の階段図をごらんいただきましたらおわかりいただけますように、本県の私立高等学校等の授業料等支援は、国の就学支援金制度と県単独の授業料等軽減補助制度をあわせまして、2階建て方式で私立高等学校等へ進学する生徒をお持ちの家庭へ支援が整うように制度設計しております。

①基本的な方針をごらんください。国の就学支援金制度は、ご家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、ご家庭の教育負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与するものでございます。一方、県の授業料等軽減補助制度は、中学卒業後、進学を選択する際、私立高等学校等しか選択肢がない場合などにおいて、ご家庭の経済事情のため、進学を諦めることのないよう、すなわち低所得者層の就学支援という考え方で制度設計を行っているものでございます。

この考え方のもと、県の授業料軽減補助制度は全世帯一律の支援ではなく、所得階層により補助水準を段階的に低減しています。また、令和元年度までは授業料のみを補助対象としておりましたが、授業料以外にも学費として負担されている施設整備費等も補助の対象に追加させていただきたいと考えております。

これらを踏まえ、②令和2年度の新しい制度の概要をごらんください。国の高等学校等就学支援金は、年収590万円未満の世帯を対象に、私立高校の平均授業料を勘案した水準である39万6,000円まで引き上げられております。このことを受けまして、県内校へ通う生徒を対象として、授業料に施設整備費等を加え、国制度と合わせた補助の上限額を57万円まで充実させていただくものでございます。

この新しい制度は令和2年度から全学年に適用するとともに、新たに通信制の学校にも 適用させていただきたいと思っております。

報告は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○乾委員長 次に、3月2日に議員を対象とした新型コロナウイルス感染症への県の対応 に係る説明会が開催されたところです。新型コロナウイルスをめぐる状況は日々変化して おり、説明後の変化を反映した資料が理事者側で取りまとめられましたので、参考配付し ております。

このことについて、危機管理監より説明したいとの申し出がありましたので、ご説明願います。

〇杉中危機管理監 それでは、新型コロナウイルス感染症に係る県の対応について、参考 資料に基づきましてご説明させていただきます。着座にてご説明をさせていただきます。

当該資料は、3月2日に開催しました新型コロナウイルス感染症への県の対応に関する 説明会でお示ししました資料を時点修正したものでございます。本日は、それ以降、状況 に変化があったことを中心にご説明をいたします。

資料の1ページ、我が国におきます感染者数の状況をお示ししております。依然として 増加をしている状況でございます。

県内の1例目、武漢からのバスツアーの運転手、男性につきましては、既に治癒し、退院されています。その方の濃厚接触者についても、全ての方の健康観察期間が終了しております。

2例目以降についてでございますが、先週末から連続して確認をされております。いずれも大阪のライブハウス関係の事案でございます。2例目としてお示ししております、奈良市保健所管内の60代の男性、3例目として示しております郡山保健所の30代男性、並びにその男性の10代の娘さんも、無症状ではありますが、陽性の検査結果が出ております。さらに、この資料には記載できておりませんが、月曜日の夕刻に郡山保健所管内の40代女性についても陽性を確認しております。現在、陽性の方及びその濃厚接触者につきましては、所管の保健所が疫学調査と健康観察を行っているところです。

また、クルーズ船、ダイヤモンド・プリンセス号を下船された、奈良市在住の70代女性、60代男性の2名につきましては、経過観察終了時の検査におきまして、陽性が確認されましたが、3月8日の検査では2名とも陰性で、現在は自宅で待機をしておられます。

奈良県関係の事例は、バスツアー、大阪のライブハウス、クルーズ船と、いずれも感染

元がわかるものでありまして、現時点では県内での流行は発生していないと考えております。

次に、県の体制でございますが、一昨日、県内で連続してライブハウス関連での感染事例が発生したことを受けまして、県民並びに事業者の皆様にこの局面に当たって留意いただきたい重要事項について、知事みずからがお伝えすることが必要と判断し、あわせて、庁内での情報共有を図るため、対策本部会議を開催し、知事から県民へのメッセージを発出いたしました。

次に、2ページ目でございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等を目的としたイベントの中止状況、県有施設の休館状況等についてお示ししております。イベントの見直しの状況につきましては、さらに18件ふえて、3月9日現在で195件の県主催、共催のイベントや行事について、中止または延期の判断をしております。また、展示・貸し館業務等を行う県有施設のうち、休館または一時休館した施設につきましては、前回説明時から6施設ふえて13施設となっております。

その他、3枚目の資料では学校等の休業状況、4枚目以降は新型コロナウイルス感染症の特徴及び相談や医療提供体制についての説明となっております。

県では引き続き市町村、医療機関をはじめとします関係機関と連携して、オール奈良の 体制で新型コロナウイルス感染拡大の防止に向けて全力で取り組んでまいる所存でござい ます。

私からの説明は以上でございます。

〇乾委員長 ありがとうございます。

ただいまの報告またはその他事項も含めまして、質問があればご発言願います。

○荻田委員 私から2点ばかり質問させていただきたいと思います。

まず、今、危機管理監からご説明がありましたように、新型コロナウイルス感染症が世界各国を拡大の様相で、一刻も早く終息できることを請い、願っています。

そのような中で、ことしの予算においては法人税やそれぞれの譲与税にかかわる消費喚起のために130億円増大しているということを代表質問でも申し上げましたが、昨年度と同じような形で進んでいくだろうという思いでやられたことが、結果的には中国の武漢市での新型コロナウイルス感染症に端を発して、今、大変な状況になっていることはご承知のとおりであります。国はそれぞれの思いを持って、安倍総理を中心に感染拡大防止策と医療提供体制の整備等を含めて、第1弾、第2弾という緊急支援対応をやっていただい

ているところです。この状況の中で、1つは、観光産業への支援についてどのように感じておられるのか。きょうも県の旅館、ホテル業組合から新型コロナウイルス感染症の影響で、宿泊客が激減している、キャンセルが随分出ているようであります。奈良公園周辺も関散としている状況が見てとれると思います。観光産業に特化をして、県としてどのような支援を考えておられるのか、まずお話をしていただきたいと存じます。

〇桐田ならの観光力向上課長 現在、観光局におきましては、県所管の旅行業者でございましたり宿泊施設、あと観光案内所などに対しまして、この新型コロナウイルスに関しましてご留意いただきたい点、また、ご来場いただく方にご配慮いただきたい点に関して協力依頼をさせていただいています。感染拡大の防止がまず重要ということで取り組んでいます。

一方、産業・雇用振興部におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける県内中小企業等の資金繰りの悪化に素早く対応するために、県の制度融資の対象に今回の影響を追加されたと聞いています。

一方、政府のほうでは、3月5日に開催されました未来投資会議におきまして、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に全力を挙げる一方、その後、人の流れを回復するために観光需要の喚起など、国を挙げたキャンペーンを検討することが示されています。

これら国の動向等を注視しながら、庁内関係部署と連携して検討してまいりたいと考えています。以上でございます。

○荻田委員 きょうも旅館組合からこの要望書をいただいている中で、実情は極めて大変な様相であります。組合員166軒の中で30軒から取り急ぎ回答をいただいたものでございますが、2月までは稼働率が7割程度で何とかいけたということです。しかし、3月は平均で2割になっている状況でございます。4月も同じような形になるだろうと、5月以降は予約等々が厳しい状況であります。新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、こういった事業者は経営が大変な状況に陥っているということです。加えて、政府では衛生環境激変対策特別貸付、あるいは金融機関への配慮の要請、さらには雇用調整助成金の特例措置なども勘案してやっていただいております。もちろん産業・雇用振興部でこういった貸付等々はおやりになっているのだろうと思いますけれども、緊急支援策あるいはつなぎ資金にも目を配りながら、県全般として、こういったことをどのようにお考えになっているのか、お伺いしたいと思います。

〇末光総務部長 新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、ただいまご紹介いた

だきましたとおり、事業者の方々におかれましては、大変足元が厳しい状況に直面されている方々も多いことと思います。また、この影響がどれほど続くのか、どこまで広がるのかということも見通せない中ですので、観光産業、製造業をはじめといたしまして、県内産業の動向ですとか消費の状況等については緊張感を持って注視をしてまいりたいと考えております。

こうした中で、国のほうで昨日、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾が取りまとめられております。政府として万全の対応を行うとともに、今後とも必要な対応はちゅうちょなく講じていくとされているところです。県といたしましても、部局間での連携を密にしながら、庁内全般で、国とも歩調を合わせるとともに、本県の状況もよく見て、時宜にかなった機動的な対応を講じてまいりたいと考えております。

○荻田委員 きのう、政府方針が出されて、4,308億円という財政措置第2弾が発表されました。その中でも、金融措置は1兆6,000億円まで拡大をして、何とかつなぎとめて、まずは経営ができるようにということです。適宜、適切な貸付、返済猶予等の企業債務の条件変更、企業の実績に応じた十分な対応、こういったいろいろなことを掲げております。私が市議会議員だった当時は、公定歩合、そして公共事業投資、この両面で景気浮揚の政策を国は上げていたのですが、今は裾野の広い観光産業に特化した政策を打ち出している。特に奈良県にとっては、観光平和県として、さらなる発展をしていかなければならない道半ばなところであります。今、大宮通りプロジェクト、さらにはそれぞれの地域での点と線を結びながら地方創生をしていこうということで、知事を筆頭に頑張っていただいています。この辺のところは39市町村長にも問題意識を共有していただきながらも、奈良県は奈良県として、万全を期して対応していただくことを要望しておきたいと思います。

それから、実際の話として、地方消費税等々に税収の影響がどのように転嫁せれていくのか、これもまだ予断を許さない状況だろうと思いますので、しっかりと弾力的に財政運営をしていただくことをお願いしておきたいと思います。

それから、もう1点は、雇用調整助成金や資金繰り対策の強力な下支えをするということ、これは国の方針で決まっています。

さらに、感染防止に取り組む期間を積極的な助走期間と位置づけ、将来の反転攻勢のための基盤を整備するという国の方針でございます。観光地域づくり、地域ごとの観光資源を生かした魅力的な旅行コンテンツの造成、こういったことにしっかり取り組むように予

算化をしていただいています。観光地の誘客先の多角化や収益力の向上に向けて後押しを していかなければならないという国の方針ですけれど、これを観光局として、どう捉えて やっていこうとしているのかお聞かせください。

○折原観光局長兼県土マネジメント部理事(地域交通担当) 昨日取りまとめられた国の 緊急対応策第2弾に盛り込まれた内容についてご紹介いただきましたけれども、予算規模 が36億円と承知しています。国も今おっしゃったように、こうした期間を積極的な助走 期間と位置づけて、しっかりした観光地づくりに取り組んでいくということと、事態が収 束した後には、官民一体となってキャンペーンを実施するということですので、国の対応 も注視しながら、県としても今の期間を助走期間と位置づけて、できることをしっかりや っていきたいと思います。以上でございます。

○荻田委員 ぜひお願いしておきたいと思います。新型コロナウイルス感染の状況を見き わめつつ、観光業、あるいはそれに付随する商店街のにぎわいの回復支援のためにより一 層の努力をお願いしておきたいと思います。

それから、人事課にお聞きします。今、国、あるいは地方を含めて、防災・減災、国土 強靱化対策を進められているわけですけれども、この中で土木、建築といった技術職の職 員が不足しているのではないかという話をお聞きしています。その辺をどのように思われ ているのか。私が知り得る中でも、一時的に高等学校の卒業生を職員採用していた時期が あると思います。いろいろな話を幹部の人たちにもお聞きしておりますけれども、18歳 で高校を卒業して就職し、こういった土木という公共事業等の高度な知識を得ている者に 現場で指導されながら、苦労しながら研究し、今日、幹部の一員となっておられる方もい るようです。素直にこういった技術者は育っているようでございますけれども、高卒程度 での採用は長らくないように聞いています。この辺のところを人事課長から、まずお聞か せください。

〇乾人事課長 技術職の採用状況についてお答えさせていただきます。

まず、本県の土木、建築職の採用につきましては、県の人事委員会におきまして、大卒程度を対象といたします1種試験、あと社会人経験者採用試験、また、県と市町村の土木職員の共同試験を実施をしていただいています。それぞれの区分ごとで採用予定者数を設定をし、合格者数を決定をされているところですけれども、来年度向けの状況で、土木職、建築職で35名の採用予定数に対しまして、合格者が23名ということで、定員を割っている状況でございます。

過去にやっておりました高卒程度の土木職の採用についてでございます。過去30年間におきまして、平成7年度から平成17年度まで実施しておりました土木職の高卒程度、2種と呼んでいましたけれども、土木職全体の採用予定者数が減少したことに伴い、その時点で休止しました。平成18年度以降は実施していない状況でございます。今年度の採用状況を見ますと、大学卒業程度を対象としました1種試験では受験者数も減少し、合格者数が採用予定者数に満たない状況となっています。

人事課といたしましても、技術職の人材確保が喫緊の課題であると認識しています。このような状況を踏まえ、人事委員会とも協議をさせていただき、来年度の社会人経験者採用試験について、年齢要件を、今は上限35歳で設定していますけれども、40歳まで引き上げたところでございます。

技術職の高卒程度2種でございますけれども、人材確保の観点から非常に有効な手段であると考えています。来年度以降の実施につきまして、任命権者間でも検討した上で、人事委員会と協議をしていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

〇荻田委員 人事課長からご答弁いただいたのですが、1つは、募集をしても定数に足らないという報告を受けました。

しかしながら、現場で地域の課題やまちづくりについて頑張っていただくには、高卒の 程度にも歩幅を広げて、人事委員会でもこういったお話をしていただいて対応していただ くのが一番いいのではないかと思います。

県内の大学あるいは高等学校、専門学校に歩幅を広げて応募対応をとることがいいのではないかと。今お聞きしますと、九州から東京方面まで募集のために行っておられるという話を聞いているものですから、絶対的に県内学生に門戸を開放するという意味では一番いいのではないかと思いますので、よろしくお願いしておきたいと思います。

次に、今回の組織改編によって、この課とこの課が結びついたらいいなと思っていたと ころが、随分そのようになりました。

しかし、ある部署では、何々と何々をする課といって、なかなか呼びにくい呼称名だな と思うのですが、それだけ都道府県の中ではまたとない課になるのだろうと思っているわ けです。

そこで、先般代表質問でもありましたが、あれは、林地開発にかかわって、県はあくまでも無許可のまま施工させてしまったという責任があるのです。知事はぼやけた話をしていましたけれども、これは絶対的に県の責任において、厳重な業者の指導あるいは対応を

していくべきだという話もしています。この中で、人事交流ですが、今、森林整備課は農林部から違うところへ移りますけれども、こういった開発許認可にかかわって、下流に影響を及ぼす、あるいは許可権者として廃棄物対策課、あるいは景観・自然環境課、建築安全推進課、それぞれに警察本部から出向しています。公安としてこういった取り締まりも必要ではないかと思うものですから、人事課長、そういった対応はできるのかできないのか、お答えいただきたいと思います。

〇乾人事課長 公安職の配置も含めました組織定員の考え方をお話させていただきます。

まず、組織定員につきましては、従来から各部局からの要求を受けまして、人事課において議論して決定しているところでございます。例えば林地開発の体制強化に係る公安職の配置等々につきましても、まずは担当部局のほうで十分議論を重ねられて、その上で要求があった場合、その必要性を吟味し、人事課としても判断をしていくことになっています。以上でございます。

〇荻田委員 その辺のところを遺漏なきように応対いただきたいと思います。

また、結びになりますけれども、大橋警察本部長に一言だけ申し添えておきたいと思います。

奈良県というのは、警衛警護、大変ゆかりの多いところでもございますし、ましてや県 民の安全・安心のためにしっかりとした行政手腕を発揮していただけるよう、心からお願 いを申し上げておきたいと思います。

それから、今期で退任される村田副知事、私学助成について随分ご苦労をかけました。 村田副知事には本当に県政進展のために知事を支えていただきながら頑張っていただいた ことに敬意を表しながら、感謝を申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。あ りがとうございました。

○清水委員 先ほど末光総務部長から県有施設等の耐震対策についてお話をいただきました。昨年度のこの資料、平成31年3月31日現在の表で特に私が気になっていた警察の施設についてです。

皆さんもよくご存じだと思うのですが、実にこの時点で1,892件、リストアップされておりました。そのうち、警察署に係る部分が289件あったと思います。先ほど総務部長も言っていただきましたけれど、性能評価すらされていない箇所が実に多くありました。今後、順次整備をされていくと先ほど言っていただきましたので、よろしくお願いしたいと思います。

平成29年の第330回定例会で、私ども会派の佐藤議員が質問をしております。当時の質問の中で、警察署各署におけるバリアフリーの対策あるいは現状のトイレの改築等について質問をされて、その後、改築等にどの程度取り組んでいただけたのか、まず、この点についてご答弁いただきたいと思います。

○兩宮警務部長 バリアフリーの関係でございますけれども、新しい警察署である奈良警察署、橿原警察署においても、バリアフリーの観点から必要な整備をしているところですけれども、古い警察署では建設当時にこうした概念が余りなく、来庁者に対する配慮が必ずしも十分でなかったところです。この2署以外の警察署についても、安全で快適に利用できる設備の環境を整えることが必要であると考えておりますけれども、この2署と同等の設備を整備をしようとすると、大規模な改修あるいは建てかえといった工事が必要となります。まず、それぞれの警察署の実情に合わせて、例えば和式トイレを洋式化したり、あるいは視覚障害者誘導用のブロック、いわゆる点字ブロックを設置したり、実現可能なところから取り組みを進めているところです。また、県内の警察署で最も古い生駒警察署につきましては、災害に強い警察署、高齢者に優しい警察署をコンセプトに、現在、建てかえ計画を進めているところでございます。また、警察施設の老朽化対策につきましては、施設の長寿命化を図るため、奈良県公共施設等総合管理計画に基づいて整備を進めており、平成30年から平成31年にかけては、例えば郡山警察署の耐震化工事に伴う外壁改修工事、桜井警察署の空調設備更新工事等、これに伴う受水槽及び高圧電源設備の改修工事、運転免許課の空調設備更新工事等を実施しております。

また、令和2年度の予算要求では、西和署の屋上防水、外壁タイル改修工事設計や高田署などの受変電設備更新設計、橿原署の空調設備更新設計などの要求をしているところでございます。

また、平成29年12月の一般質問におきまして、警察署の非常用発電装置についても ご質問がございましたけれども、これにつきましては、平成30年2月に奈良西警察署の 非常用発電機を大容量化をしているところでございます。

それ以外の古い警察署につきましては、無線や電話などの通信手段、あるいは法令で定められている消防設備や非常用照明等を作動させるために必要最低限の発電能力しかございませんので、災害時の拠点として業務を継続するために、電源設備の大容量化を進めてまいりたいと考えておりますけれども、大規模な工事が必要となるため、壮大な予算が必要となりますので、財政当局ともよく協議しながら、計画的に整備を進めてまいりたいと

考えております。以上です。

○清水委員 順次取り組んでいただいていることはわかるのですけれども、実際、西和署に入ってみますと、カウンターと入り口までの距離が非常に短い、なおかつ免許の更新に際しては待機する場所がない。さらに、トイレが若干のスロープ工事はしていただいていますが、バリアフリーには当然なっていない。当然、2階、3階に上がっても同じ状況であるということは間違いない。当時に建てられた建物、高田署もそうですし、西和署、その他、古いところでしたら五條署もありますけれども、全体的に予算が足らないのではないのかと思っております。

そこで、予算獲得について総務部長にお伺いしたいのですが、警察署は、県民の皆さんからすると、非常時に自分の住んでいるところに近い一時避難所にもなり得る施設だと私は思います。それが警察署であったり、派出所であったり、交番であったり、駐在所であったり、全て官公署として皆さんの目には映っていると思います。

そこで、何とか今有利な財源として緊急防災・減災事業債がありますけれど、警察署の 改築あるいは非常用電源に対する財源となり得るのかどうか、もしくは、ほかに有利な財 源があるのかないのか、お教えいただけたらと思います。

〇末光総務部長 清水委員ご指摘のとおり、警察署、あるいは交番、派出所といったところが、県民の方々にとって一つの困ったときのよりどころという機能を果たしていることは私も承知しております。防災の観点からの安全・安心の確保ということもハード面からしっかりと気をつけなければならないと思います。

緊急防災・減災事業債等の適用につきましては、その債権の趣旨ですとか、これは警察 署に限りませんけれども、施設の状況等を踏まえた上での判断になろうかと認識しており ます。

○清水委員 確かにおっしゃるとおりで、各市町村が避難所の指定にしなければ、それはならないと思うのですけれど、ただ、一時避難所として認識をされていることは間違いないと思います。最低的な機能、例えば電源についても簡易的な電源の確保はできるわけです。例えば10万円程度の発電機、ガスボンベを使ったような発電機もございます。例えば派出所に行けば、携帯電話を充電できるとか、そういう機能だけは確実にできるわけです。地域が停電になったとき、警察署も全部停電になって真っ暗になると、これは安心ではないと思います。できるだけいろいろなことを検討していただいて、警察本部のほうからもいろいろな計画、あるいは提案をしていただいて、予算獲得に向けていろいろな書類、

あるいは下からの声、そういうものを積み上げていただきたいと思いますので、よろしく お願いしておきます。

それと、このたび行幸啓等々があって、天皇陛下もご在位がかわりました。他府県から の応援等もいただきますけれども、今後も奈良にお越しになることは結構多いと思います。 そのような中で、警察のほうで装備が不足していると思われたことはないですか。もしく はこういう装備があったほうが絶対的にいいというものが充足していないと感じられたこ とは、警備のほうではあるのかないのか、少しコメントいただいたらと思います。

○木下警備部長 警衛警護等の装備につきましては、国からの予算で必要な装備はおりてきているところでございますけれども、何分複数の警備等に携わる場合は、不足している部分が否めないところはございます。そういったことにつきましては、国と十分協議をいたしまして、必要な装備の配分等を要求しているところでございます。以上でございます。 ○清水委員 特に警察署へ行ってよく目にするのが、パトカーあるいはその他の車両もそうですけれど、結構古いものが多いです。それ以外の装備品についても同じようなレベルで保管されているのではないかという、勝手な想像をしてしまうわけです。特に警察の業務というのは、緊急性を帯びているわけですから、そのときに使い物にならないものがあったらいけないと思います。その在庫の確認も含めて更新計画をつくることが大事だと思いますので、取り組みをぜひともしていただきたいと思います。

もう1点、警察にお伺いしたいのですが、せんだって、私どもの会派の小林(誠)議員が、法隆寺のインターチェンジから西名阪自動車道に乗りました。天理に向かっているときに高齢者が運転されている、軽四輪自動車の逆走事案があったと。天理に向いての追い越し車線を走ってこられたのにたまたま遭遇したという話で、よく考えてみると、どこから乗ってこられたのかがまるっきりわかりません。天理のインターから入ってくるのはあまり考えられないので、ひょっとしたらもっと上なのかと思いました。西名阪自動車道の山間の部分、専用道路のあたりのインターチェンジは、入るおそれが非常に高いような気がしますので、何らかの防護対策が必要ではないかと思うのですが、今検討されているかどうか、もしくは今後検討されるかどうか、ご回答いただいたらと思います。

〇山崎交通部長 高速道路の逆走についてですが、進行方向に真っすぐ大阪へ向いて走っていたけれども、途中で事故を起こして反対向いて走ってしまったという例もあります。 必ずしも入り口から逆に入ったかどうかは一概には言えないと思うのですけれども、警察としては、関係機関と連携して、いろいろな看板の設置であるとか、啓発活動に取り組ん でいるところであります。

たいと思います。

○清水委員 今、免許の更新に当たって、認知機能検査であったり、さまざま対策はとっていただいているのですけれども、これは命にかかわる話でもありますので、例えば監視カメラを置くと、監視カメラが自動的に判別をして反対方向を走っているということがあれば、走っている人は高速道路で車をとめて電話はできませんが、そういうことを防ぐような体制づくりも必要だと思います。 A I を使えばできるのかなと思いますので、今後の研究課題として取り組んでいただきたいと思います。要望しておきます。

なら歴史芸術文化村について、1点お伺いします。

せんだって報告をいただいて、工事が再開されるめどが立ったと言っていただきました。 工期として5カ月延ばされたのですけれども、竣工までの間にどういう検査体制で臨んで いくのか。それと、竣工後、瑕疵担保期間がありますので、瑕疵担保の検査に向けてどう いう監視体制をとるのか、この2点についてお伺いしたいと思います。

○三原なら歴史芸術文化村整備推進室長 11月に変動が発生いたしまして大変ご心配をおかけしましたが、その後の変動事象の収束、また、原因の分析、再発防止等の検証を経まして、再開することを3月6日に報道発表させていただいたところでございます。5カ月工期を延長するということで、今議会にご提案させていただいております。特に原因が排水による構造物の上昇というところがございますので、県の技術管理担当、また、工事は施工管理業者のほうに事業を委託しておりますが、竣工までのプロセスにつきましては、二度と不良がないように、当然構造物の出来高だけではなく、作業プロセスにつきましても、しっかりとチェックしていくように庁内で連携して取り組んでまいりたいと思います。また、竣工後の引き渡し時、その後の瑕疵のチェック体制につきましては、引き続き関

また、あわせまして、当然契約行為でございますので、受注者サイドとも十分に協議調整を行ってまいりたいと考えています。以上でございます。

係部局と連携して、具体的なチェックの方法、その体制については、検証を深めてまいり

〇清水委員 約3カ月間監視していただいていたと思います。次にこの事象は起きないと 私は思うのですけれども、万全の体制をとっていただいて、もしも同じことが起きたら、 次どうやって対応したらいいのか、上に建物が建っていきますから、どうしようもなくなってきます。そういうことのないように、ぜひとも監視体制はとっていただきたいと思い ますので、よろしくお願いしておきます。

ファシリティーマネジメントについてお伺いしたいのですが、この議案、その他の資料 の中にはないのですけれども、新「都」づくり戦略の147に、維持管理に係る県民の負 担額が載っています。平成26年度の水準が7,900円で令和6年度も同じように県民 1人当たり7,900円以下にするというデータが載っておりました。現実問題、人口が 減っていく、なおかつ行政経営・ファシリティーマネジメント課がやっておられる中身で いきますと、統合したり不要資産を売却したり、そういう作業をされているので、維持管 理にかかる費用をできるだけ標準化されるのは想像がつきます。なぜこのような話をさせ ていただくかというと、葛城市の社会教育センターですが、もう使わないというのが新聞 記事に載っていたと思います。当然、学校関係、社会教育関係も含めて、公有財産全てを いろいろなパターンで、種々検討されているわけですが、この7,900円をいかにこう するのが難しいのか容易に想像できるのですけれど、その意図がどこにあるのかをお伺い したいのと、もう一つ、既存事業の見直しによって市町村の保有する未利用資産データ整 理事業がもう終わりましたと、これも記載がございました。この一定の成果が得られたこ とで、もう大丈夫ということですが、各市町村は義務教育学校に取り組まれたり、今後学 校校地が余ってくることも想像されるわけです。そのような中で、どのようにして市町村 連携をここでもう一定の成果が終わったと判断されたのか、その2点についてお伺いした いと思います。

○森本行政経営・ファシリティマネジメント課長 今、清水委員からご質問のありました、 新「都」づくり戦略におけます、1人当たりの負担額7,900円の件についてでございます。

まず、こういう県有施設につきましては、人口急増期に建設されました多くの教育施設、あるいは県営住宅等の公共施設の老朽化が進んでおり、それらの今後の安全な維持管理が課題になっていた中で、このような課題に対応するために、長期的な視点により施設の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行い、公共施設の最適な配置を実現することをもって、県民の利便性、快適性の向上、安全・安心の確保を図り、あわせて財政負担の軽減、平準化を目指して、将来にも適切に維持管理を行っていくことを目的としまして、平成27年度末に奈良県公共施設等総合管理計画というものを策定しています。その中の具体的な取り組みは、適切な点検、あるいはその維持管理、更新等を行うことにより、施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの軽減をすること。積極的に統廃合、集約化を行って、利用見込みのない県有資産を積極的に売却し、資産総量の縮小、適正化を図ること。

公共施設の維持管理、運営、整備等について、民間を活用することにより、県民の利便性の向上、業務の効率化、維持管理コストの削減、自主財源の確保を図ること等を実施することとしております。これらの取り組みによれば、いたずらに歳出をふやすことなく、適切な維持管理を行うことが可能だと考えた結果、総合管理計画策定時におきまして、県民1人当たりの負担額が7,900円でございましたので、それを一つの目標として取り組んでいるところでございます。

それから、2点目の市町村の財産の取り組み云々については、どの部分をおっしゃっていただいているのか判別しませんでしたので、できましたらもう一度ご質問をお願いしたいと思います。以上です。

○清水委員 市町村のほうは、既存事業見直しにおいて、市町村の保有する未利用資産等 データ整理事業が終わりましたという書きぶりがあったのです。一定の成果がありました ので、この事業については終わりますと書かれていたのですけれども、各市町村全てのファシリティー、あるいはアセットについても整理ができたと私は理解していません。できれば奈良県としても各市町村と連携をとって、同じ公共の財産ですので、その財産を有効に使っていただきたいと思います。終わったからやめる、一定の成果があったから終わりにするのではなく、もう少し余裕を持った書きようが必要ではないかと思いました。

〇乾委員長 審査の途中でありますが、一旦中断します。

それでは、黙祷しますので、皆さんご起立願います。

(全員起立)

ご協力ありがとうございました。ご着席願います。

それでは、引き続きご発言願います。

〇清水委員 今、黙祷をささげながら、当時の映像が目の奥に焼きついていたのですけれ ども、二度とああいう災害が起きないように本当に願うばかりでございます。

今、そのファシリティーの観点から、7,900円という数字が、目標値としてはそれ以下であるべきだと思います。7,900円に設定しますというのも一つの言いぶりかもしれないです。

それと、各市町村に対して一定の成果があったからこれで終わりますということが、少しひっかかるのです。これは永遠の課題だと思いますので、それぞれが抱えてる公共施設をいかに有効に使っていくか。これは奈良県広域行政として、それぞれの基礎自治体と一緒になって考えるべきだと思います。一定の成果があったからやめますという書き方が私

は少し気に食わない、そう思ったのです。さらに進化をさせるということであればそんな に思わなかったのですけれど、現行の内容がどうのこうのということではないですけれど、 今後の取り組みの中身について、ご答弁いただいたらと思います。

○森本行政経営・ファシリティマネジメント課長 先ほどは失礼しました。市町村未利用資産等データ整理事業につきましては、令和元年度に臨時的に市町村の未利用資産について、県のほうでデータを集積をして、県有地の活用とか、あるいは市町村有地の活用の際に使えることがないか、データ収集をして、その入力をするという事業でございます。1年間で事業は完了しましたので終了としております。市町村有の資産を、例えば広域的に共同で管理するとか運営するというのは、圏域ファシリティーマネジメント推進事業としまして、行政経営・ファシリティーマネジメント課の大きな位置づけで、市町村とも連絡会議等を設置しながら、テーマを決めていろいろ検討を重ねております。その部分については、現時点におきましても、将来におきましても一生懸命取り組んでいるところでございます。以上でございます。

〇清水委員 わかりました。私の理解が少し足らなかったということで、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

最後に、1点だけ再確認をさせていただきたいと思います。

自衛隊誘致に関して、一般質問で知事に今の奈良県の自衛隊の採用の状況をお話させていただきました。隊員の充足率が約92%である現状、人口が減っていく中でそれを充足するのがどれだけ難しいか、そういう現実があるわけです。その中で、この88人の中身ですが、協力本部に電話で確認したのですけれど、防衛大学校、あるいは高等工科学校、その他学校を含め88人です。決して多くはない。これはギブ・アンド・テークではないですけれど、奈良県が駐屯地誘致の要望をずっとするのであれば、隊員の獲得に対しても政策面での積極性が必要だと思うのですけれど、この件についてはご答弁いただけなかったのです。この点についてはどう思われているのかお聞かせいただいたらと思います。

〇杉中危機管理監 国土の防衛、それから県民の安全のため、いずれの意味におきまして も、自衛官の確保というのは非常に重要な問題だと思います。

本県におきまして、自衛隊に入隊される方がそれほど多くないというのは認識しておりまして、一つの原因としましては、自衛隊を身近に感じられる環境にないということもあろうかと思います。したがいまして、駐屯地の誘致活動を通じまして、自衛隊を身近に感じていただけるような、例えばバスツアーでありますとか、来年度は陸海空の自衛隊にも

ご協力をいただきまして、自衛隊フェアといった、設備等を身近に感じていただけるような行事も行いたいと考えております。そういった活動を通じて、自衛隊に対する理解を深めていただいて、入隊者がふえることも期待したいと考えております。

○清水委員 奈良には航空自衛隊の幹部候補生学校がありますので、自衛隊に対する認識が奈良県民が殊さら低いとは私は思わないですけれども、先ほども案内がございました。あの3・11もそうですし、1995年に起きた阪神・淡路大震災のときもそうです。あのときから、自衛隊独自でも判断ができることになりましたので、災害派遣に出ていくときのスピード感、当然のことながら、近くにそういう隊があれば災害時には非常に有効だと思います。

ただ、前の質問のときに私お話しさせていただいたと思うのですが、本来、自衛隊法で規定されていることが、自衛隊本来の任務は国防が第一です。その次に、災害派遣についても書かれていますけれども、やはり国全体の危機に対してどう臨んでいただけるかというのが、自衛隊の存在だと思います。隊員の獲得、若い方を獲得できなければ、将来の国を守る若者がいないということにつながっていくわけですので、ぜひとも何らかの形で積極的な対策をとっていただくようにお願いを申し上げて終わります。ありがとうございました。

〇山村委員 では、質問をさせていただきます。

最初に、先ほど危機管理監から、新型コロナウイルス感染症に係る県の対応についてご説明がありました。それに関連して1点伺っておきたいと思っております。実は私たちのところにもたくさんの要望の声をお聞かせいただいているのですが、政府がマスクを一刻も早く確保して必要なところに普及できるようにしたいと言っているにもかかわらず、いまだに不足感がずっと続いておりまして、特に医療、介護の現場から、とにかくマスクが入手できずに困っていると。あと20箱しかなく、今月いっぱいで底をつく、職員のマスクの支給はどうしても要るけれども、それが十分できないということや、消毒液も注文しても入手が難しくなるのではないかということ。医療関係者の方から、とにかくマスクを、例えば県が備蓄をしている分をそういうところに優先的に回すという対応をしてもらえないのかという要望もいただいているのです。市町村ではあるようですけれども、県の備蓄はどうなっているのか。対応していただけるかお聞きしたいと思います。

〇中西知事公室次長(防災担当、防災統括室長事務取扱) 県としてのマスクの備蓄は持っていません。以上でございます。

〇山村委員 備蓄がないということですが、だったらなおのこと、必要なところに早急に 配布できるような対策をとっていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

私の周りには手づくりでマスクをつくるということで一生懸命頑張ってくださっている 方もいるのですけれども、その材料がもう購入できないのです。朝から並んで、ガーゼを 買いに行きますと、あっという間に売り切れてしまって、自分のところまで回ってこない。 ひもにするゴムももう全然在庫がないという状態で、なかなか自衛するのも大変な状況に なっているのですが、医療関係、あるいは介護施設は大変深刻だと思います。その辺の対 応をどのようにしていただけるのかお伺いしたいと思います。

〇中西知事公室次長(防災担当、防災統括室長事務取扱) マスクの不足については、十分認識をしているところでございます。全国知事会等を通じまして国にも要望しておりますし、国のほうも、増産体制で必要なところに行き渡るような対策をしていただいているということでございます。それ注視している状況でございます。以上でございます。

〇山村委員 とにかくよい方法で対応していただくことをお願いするしかないですけれど も、自治会ですとか、市町村によったら、備蓄している分を住民に配布しているという対 応をとっているところもあるようです。よろしくお願いしたいと思います。

西奈良県民センターの跡地の利用について伺いたいと思います。

西奈良県民センターが廃止されまして、建物が撤去されております。近隣の方々の要望がまとめられて県にも提出をされ、また、申し入れも行っておられるということです。この跡地について、どのように活用していくのか、現在検討されているのか、その状況を伺いたいと思います。

〇森本行政経営・ファシリティマネジメント課長 西奈良県民センターの跡地の活用につきましてお答えさせていただきます。

西奈良県民センターにつきましては、設置目的を達成したこと及び施設の老朽化等によりまして、平成27年度末に廃止しており、その後、建物の撤去工事を行って、昨年度末に完了しているところでございます。それから、ご指摘のとおり、今般、周辺住民有志の団体の方から、多目的ホール、児童室、会議室等を備えた施設の建設を求める要望書を頂戴しているところでございます。住民の方々が要望されている施設というのは、基本的には県で整備するものではなく、市で整備するべき内容の施設かと認識しており、今後、市で整備する意向があるかなど、市と協議を行ってまいりたいと考えているところでございます。

なお、県としましても、当該地は県民の貴重な財産であるという認識を持っており、民間の専門家の意見等も聞きながら、活用案を検討しているところでございます。専門家からは、立地条件がよいことなどから、飲食、商業系の施設での利用が最適ではないかという意見も頂戴しているところでございます。いずれにしましても、未利用のまま漫然と放置することなく、最適な活用案を検討することを第一義に今後も取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

〇山村委員 空き地をそのままではなく、売却とかではなく、何らかの形での活用を考えているということで、その中身については、今のご答弁ですと、現段階では奈良市がどのように関与するのか、あるいは民間活用もあり得るという方向で考えているということです。

住民の皆さんの思いは、どのようなものができるかということはもちろんありますけれども、これまでそこを大変有効利用されていた方々なので、その方々がどういう形で引き続き利用できるのか。もちろん県の施設ですが、その県の施設をそうやって有効に活用していただいた皆さんが今後どのようにそれを利用できるのか、非常にいろいろな要望や思いがあると思うのです。

なので、この土地は県民の貴重な財産でもあります。知事の答弁でも、県施設として一旦役割を終えた資産であっても県民の貴重な財産であるという認識を持って関係者と連携をして最も有効な活用をしていきたい、さらに周辺住民の方々をはじめ、県民の皆様全体にとっても最適な活用となる方策を模索していきたいと述べられております。かなり多くの方々が利用されている地域かと思っていますので、かなり広域的な施設にもなっていたと思うのですけれども、そういう方々の意見をどう反映していただけるのかが私としては大事な点かと思っているのですけど、その点はいかがでしょうか。

- **〇森本行政経営・ファシリティマネジメント課長** 先ほどの繰り返しにはなるのですけれ ども、住民の方々から要望いただいているのを踏まえまして、市と十分に協議をしたいと 考えているところでございます。以上でございます。
- **〇山村委員** もちろん住民の願いを踏まえていただくことで、それは大切なことだと思っておりますし、そのようにしていただきたいと思います。

もう1点、専門家の方々などから意見を聞いているということだけれども、利用していた住民や、近隣の地域に住んでいる方々の中にも専門家の方もいらっしゃるので、そういう関係の深い方々の意見を聞いていただきたい。要するに実際に検討している場にそうい

う意見がどれだけ反映されているのかがわかるようにしてほしい、そういうことを取り上 げてほしいとおっしゃっているので、その点はいかがですか。

〇森本行政経営・ファシリティマネジメント課長 県の低未利用資産につきましては、西奈良県民センターだけではなく、ほかにも県内各所に散らばっておりまして、それを踏まえて、幾つかの専門家にお聞きしておりますので、現時点におきましては、地元の専門家というところは、今のところ予定はしてないところです。以上でございます。

〇山村委員 今のところ、そういうことは予定していないということですけれども、これから具体的に検討されていく上で、関心を持っていろいろ有効に使いたいと思ってくださっている方々の意見は、とても大事だと思うのです。引き続き情報を住民の方々にもわかりやすく提供していただいて、できるだけ住民の方の意見が反映できるような検討の仕方で今後進めていただきたいと思います。そのことをぜひお願いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○末光総務部長 西奈良県民センター周辺の住民の方々からご要望をいただいていることはよく承知をしております。先ほど住民の方々の中にも専門家の方がおられるとおっしゃっていただきました。そういう方々も含めて、住民の方々の跡地に対する期待ですとかご提案というものは、大切に考えていきたいと思っております。現在でも要望書をいただいているところですけれども、具体的にそこに施設を仮に今つくるとして、その後、最適な維持管理のあり方もあろうかと思います。そういう点も踏まえて、どこでその整備をするのかということも一番いいあり方を模索したいと考えております。現時点におきましては、先ほど行政経営・ファシリティマネジメント課長からご答弁しましたとおり、児童室ですとか、会議室というものの建設を希望されているということですので、そこについては、奈良市ともよく協議をして考えていきたいと考えております。以上でございます。

〇山村委員 ありがとうございます。手法ですとか、中身については今後だと思うのですけれども、丁寧に住民の皆さんと意思疎通しながら、意見を取り入れていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。その点は以上であります。

次に、セクハラ・パワハラ対策についてお伺いしたいと思います。

ハラスメント、最近大変ふえております。精神的、肉体的に労働者を傷つけ、命にもかかわる、そういうことが原因で自死される方もいらっしゃるということで、重大な人権侵害と言えると思うのですけれども、実は日本では、この対策が大変おくれていると思います。とりわけ2019年には、ILOで労働の世界における暴力とハラスメントの禁止条

約が採択されております。セクハラ禁止法がない国は、OECDの中で日本とチリとハンガリー、この3カ国だけになっております。そういう意味で、本当に私はおくれていると思っているのですけれども、2007年には、男女雇用機会均等法で事業主への防止措置義務がつくられ、2019年にはパワハラにも防止措置義務が雇用者に対して課せられるということであります。法がなくてもこれを防止していく対策をとっていかないといけないということで、県でも対策をされていると思うのですけれども、具体的にどういう対策をなさっているのか、あるいは相談の件数はどうなのかお伺いしたいと思います。

○乾人事課長 セクハラ、パワハラ、いわゆるハラスメントに対する県の取組状況をお答 えさせていただきます。

セクハラ、パワハラを含めたハラスメントは、絶対にしてはならない行為であると認識 しております。県としましても、従前より取り組みをしておりますが、近年、特に強化を しているところです。職員に対して、年2回発出していますけれども、綱紀粛正の総務部 長通知の中で、特にパワーハラスメントについては、根絶を期すよう、また、他の職員に 対する暴言等により、職場の秩序を乱す行為があった場合には、厳正に対処する旨の周知 をするとともに、毎年度自治研修所で行っています各職位別の基本研修で、ハラスメント についての研修を行っているところでございます。

その取り組みの仕組みでございます。セクハラ、パワハラの防止に関する指針をそれぞれ策定をしています。具体的に申しますと、保健師を配属している人事課及び総務厚生センターに相談窓口を配置して、人事係、健康相談係の職員が相談員として職員からの相談に対し、助言、指導を行っているところでございます。また、事案の内容や状況から、必要と判断した場合には、事実関係の確認調査を行った上で、上司などを通じて注意を与えたりするなど、必要な措置を講じているところでございます。さらに平成30年度からでございますけれども、毎年6月に全職員に対して、職場環境に関する申告書を配布させていただき、その中で職場における人間関係、仕事の状況について人事課に直接申告する仕組みを導入させていただきました。その中でもハラスメント等の可能性がある事案につきましては、内容を精査した上、上司などの職員から直接注意喚起を行うなど、対応を実施しているところでございます。

また、ハラスメントに関する件数のご質問がございましたけれども、先ほど述べました ように、相談窓口や職場環境申告書のほかに、例えば人事異動に関する自己申告書、これ は12月ぐらいにやっていますけれども、その他メール等々で人事課に入ってくるチャン ネルが多くございますので、特段集計はとっておりません。以上でございます。

○山村委員 人事課に直接申告書を書く、あるいは人事係に相談するというツールがあるとおっしゃっていただきましたが、これは労働政策研究所のデータですけれども、22歳から44歳の女性の28.7%が職場でセクシュアルハラスメントを経験したと回答されており、都道府県労働局への相談件数でもトップになっております。2018年度は7,639件に上っておりますけれども、被害に遭っても相談できる方はごく一部で、被害者の約6割は誰にも相談できない状況になっていると言われております。

先ほどの人事課に直接申告書を書くということになりますと、私はすごくハードルが高いと思っています。やはり人に知られたくない、秘密が守られるのか、自分の人事に影響しないのか、職場にいづらくなるのではないか、本当にさまざまな不安がつきまとうと思うのです。もちろんおっしゃったように健康面での支援も重要ですし、そういう取り組みも必要だと思うのですけれども、当事者の方が安心して相談できる、人事課と独立した救済相談機関を設ける必要があると思うのですけれども、県ではそういうことを考えられないのかお聞きしたいと思います。

〇乾人事課長 先ほど少し述べさせていただきましたけれども、人事課で相談窓口を持っていると同時に、総務厚生センターでも相談窓口を開設しています。そちらに相談されますと、ご希望により人事課に情報共有しないということも考えておりますので、独立したところでチャンネルを設けているところでございます。以上でございます。

〇山村委員 独立した機関があって、それが大変安心できる組織であり、また、権限を持って是正の措置もやってくれるということになって、初めて意味があるということで、総務厚生センターに是正する権限があるのかというと、そういうわけではないと思います。この問題は、もう少しきちんと考えて体制を整えていかないといけない問題だと思うのです。それは法整備を待たずともきちんとやらなくてはならないことだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○乾人事課長 その是正の仕方もいろいろあります。本人のメンタルのケアでありますとか、そういう行為をやめさす、または地方公務員法に基づいて処分を行う等々がございます。今の体制でも十分ケアできていると思っています。

近年、職員組合にも相談のチャンネルがあると聞いています。特にセクハラについて、職員組合と意見交換をさせてもらいますけれども、近年は特に聞いていない状況でございます。以上でございます。

〇山村委員 被害を受けた方々は、セクハラを受けた、パワハラを受けたと認められるということ、そのことについてきちんと相手の方から謝罪を受けるということ。そして、二度と起こらない対策がとられることを望んでいると聞いていますけれども、そういうことがきちんと体制になっているのか。既にセクハラはないとおっしゃいましたけれども、パワハラでもです。その相談があった件数、全てが解決されているのか私は問題だと思います。このことにつきまして、今すぐどういうお答えがあるのかわからないけれども、放置はできないと思っているのですけれども、どうですか。

○末光総務部長 パワハラもそうですけれども、セクハラにつきましては幾つか段階があると思います。それが起こらないように予防するところに注力することが第一かなと思っております。その意味で、先ほど人事課長から申し上げた研修、あるいは総務部長通知での厳正な呼びかけもやっております。ただ、それでも残念ながら生じてしまった場合の救済が、その次にあろうかと思います。個々の事案によって、特にハラスメントの形態はさまざまかと思います。特にセクハラの場合は、ご本人自身が知られたくない、話を聞いてほしい、あるいはもっとこういう措置をとってほしいということもあろうかと思います。まずは個々のケースに向き合って十分話を聞くことかと思っております。具体的には、先ほど申し上げたような人事課と、そこと独立した総務厚生センターのほうでの相談窓口があります。そちらで伺って、人事課には知らせないでほしいということであれば、その形で対応しますし、人事課と連携をとって、その次の対応という動きも踏まえて、そこは人事当局としても積極的に対応していくことを考えております。いずれにしましても、セクハラ、パワハラは、一人の人間として尊重するということで、根絶をしていくべき話でございますので、そういった点を注意して取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

〇山村委員 このことにつきましては、今後の取り組みを注目していきたいと思いますし、 実行力ある形で整備されることを望んでおきたいと思います。

次に、会計年度任用職員について少し伺いたいと思います。

新たな制度に変わって、次年度から会計年度任用職員という形での雇用になるということであります。現在募集も行っていると聞いているのですけれども、新年度からこの会計年度任用職員という形で採用される職員数はおよそどのぐらいの人数になるのかお伺いしたいと思います。

〇乾人事課長 来年度4月から任用を開始します新たな制度でございます。教育委員会等

を除く、人事課所管分の会計年度任用職員として約1,000人を予定しているところで ございます。以上でございます。

〇山村委員 約1,000人ということで、かなり大きな人数だと思います。新しい制度を導入するに当たり、新たにボーナスの支給、退職金制度ができるということで待遇が改善されると伺っております。例えばボーナスの支給は、年2.6カ月ということですけれども、4月から採用ということになりますので、しかも1年任期ですので、4月から3月までの採用ということでいくと、最初の支給月はどうしても実績からいうと、4月、5月の働いた実績に対するボーナスということになります。トータルで年2.6カ月分をもらえるのかどうか、実質年収が下がらないのかどうかという心配の声も聞いているのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○乾人事課長 会計年度任用職員の処遇、特に期末手当の支給についてのご質問かと思います。会計年度任用職員につきまして、期末手当の支給基準日におきまして、引き続き任期が六月以上かつ1週間当たり勤務時間が15.5時間以上ある場合を期末手当の支給対象としています。ボーナスの支給の考え方は常勤職員と同じでございます。来年度4月に新規採用職員も入ってきますけれども、その年の6月期の期末手当は割り落としになっています。ただ、2年目に引き続いて再度の任用が行われた場合、令和3年度の6月期の支給につきましては、割り落とさずに六月を継続してカウントする考えでございます。以上でございます。

〇山村委員 ということは、再度任用で、その次の年も引き続き任用された場合には満額 いただけるということですね。その再度任用というのは、繰り返し採用が可能になるとい うことで、その期間はどのくらいになるのでしょうか。

〇乾人事課長 再度の任用は、当然でございますけれども、勤務成績が良好な場合で、次の年にもその職があるということで、総務省のマニュアルどおり、本県でも2回を限度として再度任用を可能としているところでございます。以上でございます。

〇山村委員 実際の職場ですね、毎年あるいは2年で職員がかわるということになると、 大変困るところもある。例えば市町村で見ると、保育所や学童指導員、そういうところで 短期の契約となると、応募がそもそもなく、人が集まらない。2年で区切らずに、職種に よって柔軟な対応をしているところもあると聞いております。県でも柔軟対応が必要な部 署もあるのではないかと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

〇乾人事課長 再度任用は2回までと申し上げましたが、新たな公募をかけて、2年目で

任期を終わられる方が再度応募されることも可能でございます。そういう意味におきましては、ほかとの競争、選考になっていますけれども、その中で引き続き優秀な方が残るということはあり得ると思っています。奈良県におきましては、総務省のマニュアルに準じた形で2カ年、2回までの再度延長を認めたというところでございます。以上でございます。

〇山村委員 県の基準がそうだということですけれども、やはり現場では継続した雇用で 仕事のことがよくわかっている人が引き続き仕事をすることが有利ということも非常に多 いと思います。そこは柔軟対応を、もちろん応募して試験を受けたらもう一回できるとは 思うのですけれども、そういうところの評価はしていただきたいと思います。

次に、今回の新型コロナウイルスの関連で、学校が休校になり、やむを得ず休まなくて はならない場合、職員は給与が支給される特別休暇扱いになると思うのですけれども、非 正規の方も含めてそういう状況で対応されているのかお伺いしたいと思います。

- **〇乾人事課長** 新型コロナウイルスに関係します休校の場合の服務の取り扱いでございます。奈良県では、特別休暇ではなく、年休を使用することなく休むことができる職務専念義務の免除として整理をしています。この制度は常勤職員だけでなく、現時点の臨時・非常勤職員も全て対象としているところでございます。以上でございます。
- **〇山村委員** その場合、子どもさんが幾つであっても関係なく休むことができるのでしょうか。
- **〇乾人事課長** 常勤職員も同様でございますけれども、小学3年生を想定していますけれども、9歳に達する日以降の3月31日までの子どもを養育する職員に限定をしているところでございます。以上でございます。
- **〇山村委員** 小学3年生に限定ということですけれども、特別支援学校など、見守りが必要なケースはいろいろあると思うのです。その限定はどうしてもしないといけないのか、必要があれば同じように学校が休みになって困っているわけだから、対応していただけないのかと思うのですけれども、いかがでしょうか。
- **〇乾人事課長** 新型コロナウイルスの対応につきましては、本当に日々刻々と状況が変化 しているところでございます。当初この制度をつくったときには、保育園は開くという想 定でつくりまして、対象外にしていたのですけれども、現在では保育園も閉めているとい う動きがございますので、それも先日対象にしたところでございます。今時点ですぐにで はございませんけれども、そのような声が職員等のほうからございましたら、ここは柔軟

に対応していくことも可能かと思っているところでございます。以上でございます。

〇山村委員 わかりました。状況ももちろん日々変わっている面もあるし、特別支援の常時見守りが必要という方もいらっしゃるので、柔軟対応を求めたいと思います。総務省の 通知でも年齢は制限していないと聞いていますので、よろしくお願いしたいと思います。

最後に、もう1点だけ聞きたいのですけれども、大立山まつりについてであります。これは簡単にしますけれども、次年度も実施するということで、これまでの成果や、どういう意義があったとお考えになっているのかお伺いしたいと思います。

〇桐田ならの観光力向上課長 大立山の成果であったり、意義ということでございます。

大立山まつりは、冬期のオフシーズンの宿泊観光客の増加を図るために実施しているものでございます。実施内容につきましては、実行委員会の会長である海龍王寺の石川住職をはじめ、民間の方々を中心にご検討いただいているところでございます。まず、費用対効果につきまして、データの制約等にもより、一定の仮定のもとでの試算ではございますが、第2回の大立山まつりにつきまして、南都経済研究所が経済効果に関するレポートを発表しています。それによりますと、来場者の観光消費、PR効果を含め、事業費の約2倍の経済波及効果があったとの試算が示されています。また、同じレポートではございますが、地域の誇り、愛着と連帯感を強めるインナー効果の発揮も期待される、より一層重要なポイントであるとレポートでは記載されています。

例えば、大立山まつりの柱でございます地域の伝統行催事の披露につきましては、大立 山まつりをきっかけに県内の伝統行催事のほうも盛り上がってきたというお声を頂戴して います。また、もう一方の企画の柱でございます、あったかもん等特産品の販売につきま しても、大立山まつりに出るために予選会、試食会が行われたり、グランプリをとった商 品が地域でメニュー化されたりという効果も見ています。

一方、今年度実施しましたイベントでご来場いただいた方にアンケート調査を実施しています。それによりますと、県外からの来場者が43%、県内に宿泊いただいた割合が約12%でございました。こういう結果を見ますと、やはり観光客が大きく落ち込む冬期の観光資源として、引き続き大きな効果があったものと考えています。

今後も、引き続き民間の方々の知見やネットワークを生かしていただきながら、実施内容をよりよいものに見直し、大立山まつりが奈良県の冬を彩るイベントとして、さらに発展してほしいと考えています。以上でございます。

〇山村委員 ありがとうございました。

このことにつきましては、私自身は、最初から問題ありの計画だと思っておりました。実際そうだと思うのですけれども、そもそも、青森のねぶたをまねたといっても、いきなり県が8,000万円もかけて巨大な大立山をつくってしまいました。それがどう活用されるか、いろいろ問題が起こってきているのではないかと思うのです。本来ならどんなものをつくって、それをどう活用するのかは、よくよく事前に相談してみんなで考えてつくっていくということでなかったら、できたものをどうしたらいいのか右往左往になってしまうと思います。実際に宗教施設でもない大極殿に向けて、神様、仏様に無病息災をお祈りしましょうという呼びかけをすることで、物すごく大きな批判がありました。寒さ対策が十分にできない場所での開催ということで、参加する市町村の方にとってもメリットが余り感じられない、そこに行くのが大変だという声もたくさん聞いております。ことし装いを変えられまして、民間の方々のお力もかりて中身もいろいろと工夫されているということは承知しております。ですが、大立山そのものにつきましては、単なる飾りで置物になっていたということです。だから、本来その大立山が目指していたそのものと全く違うものに変わってきているのが今の状況だと思います。

次年度の計画では、コンベンションホールでされるということですので、やはり中身については、民間の方々も自主的に協力しようと思ってくださっているのなら、なおのこと大立山という、その物にこだわらないで、もっといい活用の方法、イベントのあり方に切りかえていくことが必要ではないかと私は思います。

これまで幾らかかったのかとお聞きいたしましたところ、去年までで6億1,200万円かかっています。巨額なお金をその大立山をつくったためにつぎ込んできたということが、今おっしゃった経済効果、あるいは冬の宿泊をふやすということでどれほどの意義があったのか、非常に疑問に思っています。これは意見ですので、述べておきたいと思います。以上です。

〇乾委員長 少し休憩したいと思います。45分から再開したいと思います。

15:38分 休憩

15:50分 再開

○乾委員長 それでは再開したいと思います。

〇猪奥委員 まず、一般質問での尾﨑議員の質問に関連して、幾つか質問したいと思います。

災害時に避難所になる場所に非常用電源がなかなか設置をされていないというお話の中

で、県の施設で避難所に指定されているところで非常用電源がついていないところがありますけれども、県として、非常用電源は非常に大切だという位置づけで、これから設置していこうという全体的な考え方はありますかという問いがありました。私も改めてお聞きしたいと思います。もちろん一義的には、学校では教育委員会がつけられることですし、市町村の避難所は市町村がつけられることですけれども、奈良県としての非常用電源の位置づけについてお聞かせいただきたいと思います。

〇中西知事公室次長(防災担当、防災統括室長事務取扱) 避難所における非常用電源の必要性は認識しております。一方で、基本的に市町村や施設管理者の対応ということがございます。ただ、県としても非常に重要であるという認識がございますので、非常用電源の調達についてもご相談に乗るなど、協議を進めるように助言などはしていきたいと考えております。以上でございます。

○猪奥委員 ありがとうございました。私も尾崎議員の質問を聞くまで、学校にこんなに非常用電源がついていないところがあるものかとびっくりしました。当然避難される場合は、一番最初に近くの避難所に行かれることが多いわけですから、設置ができてないのであれば、そこは非常用電源がないということも含めて、住民には周知される必要性があると思います。尾崎議員の発言の中でも、ナッジをきかせて、やってないということをお見せいただくことによって、それぞれの底上げが図られると思いますので、力を入れて取り組みをいただきたいと思います。

県が直接持っている施設に関しては、非常用電源があるところとないところが半々というか、1つはあって1つはないということですけれども、防災統括室のほうから、県の施設に関しても、しっかりと働きかけをいただければと思います。これはお願いしておきます。

次に、「奈良県の力」底上げプログラムの中でお聞かせをいただきたいのですけれども、22ページに、災害に備える施設整備ということで、消防防災へリコプターのテレビ映像 伝送システムの活用が期待されることから、設備の維持管理に加え、非常用発電機等の整備、更新など、災害時にも対応できる設備を充実させますと書いていますけれども、先にお伺いしたいのですけれども、県の防災へリでとられた情報というのは、県で情報収集をするために映像を集めておられるかということと、この情報を市町村にご提供いただいているのかを教えてください。

〇向井消防救急課長 まず、消防防災ヘリコプターですけれども、活動には大きく分けま

して、救急救助、災害応急対策、火災防御でございますけれども、情報収集は、災害応急 対策活動の一つでございます。消防防災へリコプターで情報収集は非常に有効な手段であ ると思いますけれども、実際の災害活動時におきましては、どうしても人命救助が最優先 になっていますので、もし幾分か時間がたってから情報収集という指示が出れば、その要 請に基づいて飛ぶことは可能でございます。以上です。

〇猪奥委員 とすれば、発災時、すぐさま奈良県として防災ヘリを飛ばして、奈良県内が どういう状況になってるのかという情報収集をする体制にはなっていないということです か。

○向井消防救急課長 人命救助が最優先になりますので、その際については、いつでも飛べる状態にはありますけれども、情報収集のみでその場で待機しているということはございません。あと、参考にですけれども、実際に、消防防災へリコプターで、もし情報収集を行うことになりますと、全部にカメラ等の設備をつけることになります。救助活動の際にはつけておりませんが、装備のために30分程度かかります。また、機器についてですけれども、150キログラム程度ありますので、実際の救助の際に邪魔とは言いませんけれども、非常に重量もかかりますので、救助人員が減るということもございますので、実際に要請があってからつけるという状況でございます。以上です。

〇猪奥委員 ありがとうございました。私も尾﨑議員と一緒に千葉県君津市にお邪魔をしました。県からの情報が市町村に入らなかった、市町村の情報が県にうまく吸い上げられなかった。その結果、人命教助もおくれましたし、鉄塔が倒れて全然電気が来ていないということすらも共有することができていなかった。

自衛隊にお願いするにしても、基本的に知事から要請するわけですから、知事が要請に至る前の判断をするための情報収集というのは、県の責務としてあるのではないかと思うのです。せっかく奈良県は防災ヘリを持っています。奈良県はその防災ヘリから情報を飛ばす機材も持ってます。けれども、要請がなかったら飛ばさないということであれば、今、県内でどういう事態が起こっているか即座に判断できないと思うのです。市町村がSOSが出せないのは、壊滅的になっているから連絡もできないのかということも含めて、県の防災ヘリの使い方について、もっと積極的に情報収集をやった上で次の手が打てるような使い方をしないと、宝の持ち腐れになってしまうのではないかと思うのですけれども、危機管理監、いかがでしょう。

〇杉中危機管理監 防災ヘリによる空からの情報収集というのは、被害状況を把握する上

では1つの有効な手だてだと思います。ただ、持っている資源は限られていますので、その時点で何を優先して使うかは、状況に応じて判断する必要があると思います。例えば、自衛隊に対する出動要請のバックデータといいますか、そういう情報は市町村からもいただきますし、消防、警察等関係機関からいろいろな情報収集の手だてはございます。いかに協力して素早く情報を集めるかが肝要になってくると思いますので、猪奥委員のご提案も含めて、どういったことができるか検討していく必要はあると思っております。

〇猪奥委員 ありがとうございます。県が非常用バッテリーを持ってるということを君津 市の危機管理の職員はテレビで見たとおっしゃっていました。防災ヘリを持っていたけれ ども、飛ばさなかったというのは、非常に災害を拡大させてしまうことにもつながると思 いますので、ぜひともご検討いただきたいと思います。お願いしておきます。

次に、「奈良県の力」底上げプログラムの中で書いていただいているのですけれども、 県の役割の中で、奈良県庁の流儀というのがあって、統計を大事にします、現場を大事に します、頑張る市町村を助けます、失敗することを恐れない、プロセス重視というように 7つ書いていただいているのですけれども、これも尾﨑議員が更問いさせていただいて、 答弁の食い違いが起こってしまったので、改めて私からもお聞きしたいと思います。奈良 県は、特に知事は、頑張る市町村を応援しますという言い方をよくされますが、頑張ると 一言で言っても、何をもって頑張っているという判断をされるのか、人によって違うと思 うのです。市町村長で楽してやろうと思っている方は、多分一人もおられなくて、それぞ れの中でそれぞれ頑張って、市政、町政の運営をされていると思うのです。親が子どもに いい子に育ってほしいと思ったときに、早寝早起きをする子がいい子なのか、学校の成績 がいい子がよい子なのか、学力、体力が高いことがいい子なのか、それぞれ親のいい子と する指標が違うように、この頑張っている市町村も、収支比率が高いことをいいとしてい るのか、借金を減らしている率が高いことをいいとしているのか、新しい企画をどんどん 打っているのをいいとしているのか、これは頑張るというのが、統計重視とか、エビデン ス・ベースド・ポリシーと少しずれると思うのですけれども、頑張るということに対して、 まず指標を持って評価をされているのでしょうか。

〇堀辺市町村振興課長 頑張るという言葉でございますけれども、まず、地域の課題解決 に向けたアプローチの方法というのは、それぞれ課題ごとに多様でございます。市町村ご とにそれぞれ背景も違うことから、一律にその明確な基準をお示しするのは適当ではない と思っております。これはそれぞれ市町村に課題解決に向けて、自発的に取り組んでいた だきたいという働きかけという意味で使っていると思っております。市町村が住民に対して、質の高い行政サービスをきちんと提供するといった基礎自治体としての役割を果たすべく、自立心を持って創意工夫に努めているといったことが一義的に頑張っているということを指すと思っております。以上です。

○猪奥委員 お答えしていただいていても、もやっとしているなと感じながらお答えしていただいているのかなと思うのですけれども、頑張る市町村を応援するというのは、言葉 尻だけを聞いたらとても大事なことだと思います。ただ、市町村長にとったら、どうした ら頑張っているとみなされるかということぐらいはお示しいただかないと、市町村からしたら、予算をとってくる話ですから、知事がおっしゃることをうのみにせずに、皆さんの ほうでもう少し統計を使ったり、数値化できたり、指標を用いたり、この分野で評価しま すよぐらいはお示しを、今後これからしていただくようにしないともったいないです。県 民の皆さんに、市町村の皆さんに、知事の好き嫌いでお金をつけているのだろうと思われ たらもったいないです。そうではないことをきっちりと証明する準備も奈良県はしておく 必要性があると思います。意見です。

これからも頑張る市町村に対して、お金はどんどんつけていただくと思います。その際にきっちりと説明ができるような、頑張っているというのはこういうことだと。子どもたちも、これをもって頑張るという成績表の項目は明らかにされているのに、成績表をどうやってつけるかも明らかにされずに、あなたは合格だ、不合格だ、頑張ってないと決めつけられるのは、市町村からしたら、納得のいく話ではないと思っています。この件は以上です。

次、地域防災計画の案も出していただきました。帰宅困難者対策の強化とありますけれども、観光客等に対する支援でお聞かせいただきたいのですけれども、外国人旅行者に対する情報提供であったり、支援は、今般つくっていただいております奈良県地域防災計画の中でどれぐらい明確に位置づけて施策を考えてくださっているのかお聞かせください。 〇中西知事公室次長(防災担当、防災統括室長事務取扱) 帰宅困難者対策という考え方は今まで余り持っていなかった部分でございます。大阪北部地震におきまして、たくさんの方が出勤時、通学時の時間帯で駅に取り残されたり電車に取り残されたりして大変大きな問題になりました。それを機に、帰宅困難者対策をいろいろ進めてみたところでございます。また、奈良県の場合は観光客もたくさんいらっしゃいますので、観光客に対する特に外国人の方に対する対策が必要だということで、今回地域防災計画の中で、外国人対応 は新たにいろいろなところで書かせていただいたというのが実態でございます。以上でご ざいます。

○猪奥委員 ありがとうございます。外国人対応は、この観光客に対する支援の中に1項目として盛り込まれていくということですか。それとも、奈良県は特に人口の割に外国人観光客の方は多いですから、帰宅困難者とは別に盛り込んでいくということですか。

〇中西知事公室次長(防災担当、防災統括室長事務取扱) 帰宅困難者だけではなく、外国人という視点でも記載をしております。以上でございます。

○猪奥委員 ありがとうございます。これもずっとお願いしていることですけれども、今の体制のまま情報提供がしっかりできると、それぞれの部局でしっかり責任を持って情報提供するという答弁をずっといただいているのですけれども、今の状況のままでは、情報提供は絶対に十分できないと私は思っております。そもそも災害情報をどこが英訳してお伝えするのかもかちっとは決まっていないわけですから、どこがいつやるということも含めて、地域防災計画の中に書き込むのは難しいかもしれないですけれども、アクションプランには落とし込めるようなつくりにしていただきたいと思います。アクションプランに、いつ、どの部局がどういうことを出しますというのを、決めていたら教えてください。

〇中西知事公室次長(防災担当、防災統括室長事務取扱) 地域防災計画そのものにアクションプランというのはございませんが、地域防災計画をつくる際にいろいろ課題を抽出しました。その課題の中に当然外国人対策もありましたので、その課題をどう解決していくかというところでこの地域防災計画を立てましたので、そのフォローもしっかりしていきたいと思います。外国人対策については、私どもを中心に、国際課、観光局の各課が連携して対応していくものと考えております。以上でございます。

○猪奥委員 ありがとうございます。今は少し落ち込んでいっていますけれども、立てていただいている計画では、2023年に400万人ということですので、奈良県民に対する外国人観光客のインパクトは相当大きいですので、ぜひとも丁寧なつくり込みをお願いをしておきます。終わります。

あと2つあるのですが、今井議員の質問で県庁職員の女性比率に対してご答弁がありました。

まず、お伺いしたいのですけれども、奈良県の女性管理職比率の目標が15%で、現状が13.5%。徐々に上がってきているので、目標達成に向けて頑張っていきたいというご答弁だったと思います。

まず、この目標値ですけれども、「奈良の力」底上げプログラムにも書いていただいていますように、数値目標の達成状況を点検の上、見直しを行うとともにと書いていただいております。男女共同参画基本計画では、2020年に30%が女性管理職の比率目標になっていますけれども、まず、この15%を目標にされているのは、どういう経緯でしたか。それともこの数値は、大幅に上のほうに向けて見直しを検討されているのか、まず2つお聞かせください。

〇乾人事課長 目標設定値に対しまして、上目の設定をしたと、だったと思います。最終 年度が再来年でございますので、その時点で目標達成すると思っておりますけれども、そ の時点で改めてどのような目標にするか検討したいと思っています。以上でございます。

○猪奥委員 ありがとうございます。国の目標値は2020年で30%ということですが、恐らくこちらの計画自体も上がるだろうと思います。仮に30%のまま据え置かれたとしても、奈良県が15%を達成していて、今のところ、10.9%、11.1%、11.

4%、12.4%、13.5%と、上昇はしていますけれども、かなり緩やかな伸び率となっています。知事に何回か聞いていますけれども、適切な人がいれば上げていくけれども、ちょうどいいボリュームゾーンになかなか女性が少ない。今入ってくださっている方は、女性比率が非常に高いので、新卒の方ないしは中堅の方が上がってこられたら、十分に比率は達成できると思っていますという答弁が繰り返しされています。

一方で、こうやって時代の流れを待っていたのでは、いつまでたっても達成できないということで、例えばアファーマティブ・アクション(積極的格差是正措置)がとられているところが結構あるわけですけれども、このアファーマティブ・アクションであったり、ポジティブ・アクションをとることについて、人事課はどうお考えでしょうか。

〇乾人事課長 アファーマティブ・アクション、ポジティブ・アクションとも言われている取り組みでございます。

まず、前提といたしまして、県庁職員は特にそうでございますけども、地方公務員法に 基づき、男女を問わず、人事評価などの能力の実証により求められる職制上の段階に応じ た職務遂行能力などを有すると認められる者の中から公平に行う必要があるとされていま す。加えまして、県としての事業主という性格も持っています。女性活躍推進法に基づき まして、女性職員が十分に能力を発揮し活躍できるよう取り組みを進める必要があると思 っています。

アファーマティブ・アクションには、いろいろ手法がございます。例えば、クオータ制、

一定割合を女性に割り当てるという趣旨の制度がございますけれども、奈良県は、女性職員の管理職比率について、達成すべき目標と達成までの時期を公表し、その実現に向けて努力するというアファーマティブ・アクションの一つの手法であるゴール・アンド・タイムテーブルという手法で目標を立てて、それに向けて取り組んでいるところでございます。具体的な数字は、先ほど猪奥委員お述べのとおり、策定前の平成27年4月の10.9%から直近で13.5%、2.6ポイント上昇しているところでございます。引き続き目標の達成に向けて、男女問わず、個々の職員の能力や適性に応じて積極的に登用を進めたいと思っているところでございます。以上でございます。

〇猪奥委員 ありがとうございます。アファーマティブ・アクションや、ポジティブ・アクションというのは、積極的にげたを履かせて、差別をしても、それでもなおという手法ですので、いろいろなやり方があろうかと思いますけれども、検討していただくのも一つかなと思います。部長の何割は女性にされるとか、課長の何割は女性にされるとか、そういったことをしっかり明記するのも目標の一つでしょうし、目標の立て方も含めてご検討いただければと思います。

もう一つ、今井議員の質問への答弁に、男性の育休取得もふやしていきたいと思っていますという発言がありました。頂戴した資料によると、奈良県庁職員の男性の育休取得率は、平成30年度で3.1%と書いてあるのですけれども、平成30年度の奈良県庁の男性職員の育休取得率は3.1%で合っているのですか。

- ○乾人事課長 公表数値3.1%でございます。
- **○猪奥委員** ありがとうございます。女性管理職比率が15.3%は高くはないと思うのですけれども、残念ながら全国と比較して特段低いわけではない。男性の育休取得率に関しては、全国平均が6.16%です。全国平均の6.16%もどうかと思いますけれども、奈良県はその半分しかとれてないというのは、どう評価されているのか教えていただきたいです。
- **〇乾人事課長** 正直もって、低いと思って取り組んでいるところでございます。
- **〇猪奥委員** かつ、平成29年度の取得率より下がってしまっているのです。厚生労働省がされている、なぜ男性の育休は少ないですかという調査では、大体答えは3つに集約されるのです。そもそも会社の育休制度が整ってない、職場が人手不足で休めない、職場が育児休業をとれる雰囲気ではない、大体この3つです。奈良県庁は、育休制度が整ってないということは絶対にあり得ない、制度としてはきちんとある。人手不足で休めないか、

育児休業をとれる雰囲気ではなかったということですから、制度があるのにとれていない、 全国平均の半分しかとれてないというのは相当問題と思うのです。女性が社会進出しよう と思ったら、子育て支援と働く環境の両立が必要ですけれども、奈良県庁の皆さんが育児 休業とらなければ、育児の状態も悪い、子育て支援が十分になされない状態が続くわけで す。それこそ、育児休業は女性がとるものであって、男性がとるべきではないという県庁 の中の考え方、環境があるのだったら、いろいろな女性支援の施策を打っていただく方々 なのに、まず変えなければいけないのは、その風土ではないかと思うのです。今のこの男 性の育児休業取得率の圧倒的な低さに関して、総務部長のご意見を頂戴したいと思います。 〇末光総務部長 県職員の男性の育児休業取得率が低いという話でございます。確かに3. 1%は低いと思います。幾つか留保が必要なところはあるかと思います。男性の中でも育 児休業としての取得自体は3.1%ですが、その他、例えば年休を使ったり、あるいは配 偶者の出産に立ち会うときに、暫時休む場合に、育児参加のための休暇取得というものも ございます。こちらは36.5%ぐらいということなので、全くノータッチというわけで はないと思いますけれども、では満足できるかというと、そういうことではないと思いま す。男性、女性問わず育児に参加することは、これからの時代の要請でもあると思ってお ります。それはその職場の組織風土、あるいはその職員の意識に要因があって、そこに問 題があるのであれば、そこは間断なく見直しをしていくと、改善を図るということで取り 組んでいきたいと思っております。

〇猪奥委員 ありがとうございます。例えば評価の対象に入れるとか、いろいろやりよう はあると思いますので、しっかりとどういったところに原因があるのか追って深掘りして いただきたいと思います。

子育て関係でもう一つ質問したいと思うのですけれども、今、人口がどんどん減ってきて、特に県南部の人口の落ち込みが非常に激しいということで、南部を中心に移住政策などに力を入れて取り組んでいただいております。

子育て支援、子育て施策に関しては、もちろんこちらの分野でないことはわかった上でお聞きするのですけれども、今、内閣府がトライアルステイや、ショートステイ、一気に移住をするのはなかなか難しいから、まずはお試しで1回行ってみてください、住んでみてください。自分たちがそこで生活できるのをイメージしてくださいというよう身近な移住を推進されております。そのような中で困るのが、行ったけれども、短い間子どもたちを預かってもらうところがないというお声を聞きました。ショートステイを考えているけ

れども、子どもは保育園にもなかなか行かせられないし、ファミリーサポートも居住者が 対象ですし、利用するのに当たって2週間から一月ぐらい事前な入念な打ち合わせが要る。 2週間、一月行こうと思ったときに、子どもをどうしたらいいかは、実は非常にネックに なっているとお聞きしました。移住施策を考えていただく中でも、子どもの預かり先も含 めて考えていかないといけないと思っているのですけれども、子どもの扱いに関して、移 住をしていただいてるところでは、どう考えられるのでしょうか。

〇福野地域振興部次長(南部東部振興・移住交流担当、奥大和移住・交流推進室長事務取扱) ありがとうございます。県で応援して、移住体験施設などいろいろつくっていっているのですけれど、子ども連れで来ている人はかなり多いです。預けたいという要望は今まで聞いたことはなかったので、市町村にも確認してみます。多分ですけれど、今、移住体験施設を持っているところで、預けたいと言われたら、保育園は、多分受けてくれると思います。その辺も確認してみます。ありがとうございました。

あとは、関係人口という事業もやっていまして、拠点があれば、そこを基点に何度も通 ううちに何日かショートステイをしたり、1カ月ぐらい移住する施設も必要となってきて いて、東吉野村は、昨年度整備されました。今も1組入られたと聞いております。そうい うときは、多分仕事もされるので、保育園に入れているのではないかと思っています。

〇猪奥委員 ありがとうございました。

移住先を探されている方は、ピンポイントでここに行きたいといって選ばれる方もいらっしゃれば、こういう生活をしたいからどうだろうと、いろいろなところをホームページで見られている方が多いと思うのです。保育園があいていて受け入れられる状態がもしあるならば、ここ来でもらったら、すぐに保育園に入ってもらえます。1カ月でも短期でもいけますという情報を出せば、移住を考えられている方の行きたい度は、ぐっと上がりますので、そういったことも含めて、住まいと仕事と子どもがどうなるか、この3点セットで情報提供をしていただけるようにお願いを申し上げまして終わります。

○亀甲委員 4点だけ質問させていただきたいと思います。1点目、雇用に関して質問させていただきたいのですけれども、代表質問で就職氷河期の質問をさせていただいたのですが、政策的なお話を聞かせていただきました。その中で、国のほうが3年間、この就職氷河期世代の雇用を30万人ふやす目標とかを掲げられました。国のほうもその取り組みをしようという方向で今進んでいると思っております。この3年間の就職氷河期世代の雇用をふやすということで、各県に通達も来ていると思うのですけれども、その中で新たに

自治体で採用しようとする意向が多く出てきたと聞いております。県レベルでいいますと、 和歌山、東京、滋賀、鳥取などがその方向で今進めているように聞いております。奈良県 は、就職氷河期世代の雇用を今後考えていかれるのかどうかお聞かせください。

〇乾人事課長 就職氷河期世代の雇用についてのご質問でございます。

現在、奈良県では、職員採用試験といたしまして、29歳までを対象とする総合職試験、30歳から35歳までを対象とする社会人経験者採用試験、そのほか、有資格者を対象とする資格職選考試験など実施をしています。一方、本県の職員の年齢構成を見ますと、係長昇任前、行政経験を積んでおくべき30代後半の職員数が少なくなっています。今後、組織運営上、支障を来すおそれもあることから、この世代の職員の確保が課題であると認識しているところでございます。

このようなことから、社会人採用枠の拡大を検討しまして、来年度、社会人経験採用試験の年齢上限につきまして、現在の35歳までから40歳までに引き上げることとしたところです。就職氷河期世代の雇用にも資するものであると考えているところでございます。引き続き、国の動向なり、他府県の状況を注視しながら、優秀な職員を安定的に確保できるよう努めてまいりたいと考えています。以上でございます。

○亀甲委員 ありがとうございます。本当にこの世代はいろいろな意味で大変な時期ですので、100人も200人もなかなか難しい話ですけれども、一人でも多くの方が、安心できるような体制づくりを奈良県もしていってほしいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

それから、もう一つ、障害者の雇用の件で少しだけお聞かせいただきたいと思います。 総務警察委員会の県内調査で人事委員会に行かせてもらいました。そのときに今年度から精神障害を持たれる方も対象とし、障害を持っておられる方の雇用の対象が拡大されたと聞かせていただきました。その中で、応募をされた方の症状によってこういうことをしてほしいという要望があれば、点字などを含めて、いろいろなことを人事委員会でやっていただいております。その辺はさらに充実していただきたいと思っているのですけれども、精神障害をお持ちの方を合わせますと、今年度26名の方が申し込みをされたと聞いております。最終的な受験者は21名で、合格されたのは2名でしたので、競争率でいいますと10.5倍になります。それまでは3倍程度の競争率になっていたと思うのですけれども、法定の雇用率も少し上がったと聞いておりますし、採用の拡大も考えるべきではないのかと思っているので、その辺の見解をお聞かせいただければと思います。

〇乾人事課長 障害者の雇用につきまして、障害のある方が自立し、社会に参加するため の重要な柱であるという認識でございます。このため、県におきましても、これまでから 障害者の雇用を進めてきたところでございます。特に今年度から人事委員会におきまして、これまでの身体障害だけでなく、精神障害、知的障害の方にも門戸を広げ、受験機会の拡大を図ってきたところでございます。

障害のある方を対象とした選考試験における採用予定者数は、ことしは2名程度でございましたけれども、当初から毎年1名から3名で推移しています。これは法定雇用率を念頭に置きまして、毎年継続的に障害のある方を採用することができるように設定しているところです。

障害のある方を採用するに当たりまして、その一人ひとりの障害の特性に合わせ、仕事や職場環境を整える必要がございます。現時点でその採用枠を大幅にふやすことは難しいと考えていますけれども、今後の法定雇用率の引き上げも念頭に置きまして、障害のある方に広く継続的に受験機会を提供できるとともに、採用人数や採用試験の方法についても検討し、障害のある方がやりがいを持って働き続けられるような職場づくりをしていきたいと考えています。以上でございます。

○亀甲委員 ありがとうございます。人事委員会のほうでもお話を聞かせていただいたのですけれども、知的障害を持っておられる方、精神障害持っておられる方、身体障害を持っておられる方の試験は、高校卒業程度と載っていました。そうなりますと、障害を持っておられる方は、いろいろな階級の方がおられました。皆さんもご存じだと思います。そう考えますと、一緒くたにしてしまいますと、知的障害を持っておられてそこまで至らない方もおられます。ただ、元気に仕事ができる方もおられると思いますので、そういうことを考えますと、もう少し精査していただきたいというのがあります。今、いろいろな仕事を障害者施設に外注で出されたりしていることもあるとは思うのですけれども、この障害を持っておられる方の生活水準を上げていくのも行政の仕事だと思っております。そういうことを考えますと、そういう職場づくりも必要かと。民間であれば、特例子会社ということもやって、それを実際にしなさいと言っているわけではないのですけれども、そういうスタンス的なものも踏まえて、雇用率をさらに上げていただきたいと思っております。その辺少しお話しいただければと思います。

〇乾人事課長 障害の特性に応じて業務の内容を変えていくことは非常に重要であると思います。これまでも障害をお持ちの方が県に採用される場合、その障害の特性に応じて所

属のほうも個別に考えてきたところでございます。そのほかに、一般的に職場環境の整備といたしまして、スロープをつけたり、多目的トイレなど、いろいろな趣旨の取り組みをやっています。先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、採用の予定人数だけではなく、採用の試験のあり方についても検討をしていきたいと思っているところでございます。以上でございます。

〇亀甲委員 ありがとうございました。本当に安心して受験できるような体制づくりにしていただきたいと思います。

その中で、今の奈良県の課題として、精神障害を持っておられる方の雇用率が悪い、総じて労働時間が短くなっていく、低賃金になっていく、低賃金になることで身分が不安定になっていく要因になっていると載っていました。また、体調とか症状にぶれがあり、結局就職してからも3分の1から2分の1の方が離職しているいうことも課題としてあると載っておりましたので、そういうことも踏まえてしっかりと雇用を考えていただきたい。どうかよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、Net119、救急通報システムというのがありまして、これは消防庁のものですけれども、119番通報が困難な、聴覚障害を持っておられる方、言語機能の障害を持っておられる方が円滑に消防へ通報が行えるシステムです。これは、スマートフォンからアクセスして、消防本部が消防隊や救急隊をどこに出動させるべきかを判断するために必要な救急、火事の別と通達者の位置情報を入力すれば、即座に消防本部に通報がつながり、その後、テキストチャットで詳細を確認する仕組みとなっています。これは奈良県の広域消防組合は既に導入済みで、奈良市と生駒市が2020年度に導入することになっているようでございます。その中で、ある消防署管轄のところでその話がありまして、登録されている方が2名しかいなかったと。消防署に聞きに行っても、このシステムを知らない方もおられたということもありました。聴覚障害を持つ通話のできない方もたくさんおられますので、こういうシステムが導入されているのであれば、しっかりと各自治体にこういうのがあります、登録してくださいという形を県としてやるべきではないかと思っているのですけれども、どうでしょうか。

〇向井消防救急課長 Net119は、音声による119番通報が困難な方が円滑に消防 へ通報が行えるシステムでございます。導入済みの消防本部管轄内でありましたら、他府 県であっても直接通報ができます。もし導入をされておらない管轄区域であったとしても、 登録をした消防本部から最寄りの管轄本部の指令に連絡して通報が可能という形になりま す。

総務省消防庁のデータですけれども、令和元年6月1日現在で全国726本部ございまして、そのうちの168本部、約23%で導入済み、令和2年度末までに578本部、約80%が導入予定と聞いています。広域消防組合のほうでは、平成28年4月1日から導入をしており、令和元年10月1日現在での登録者数223名となっています。実際に導入をしました平成28年4月1日から令和元年12月31日までの通報が約9件、これでされたと聞いています。聴覚や言語機能に障害のある方にとりましては、非常に有効な手段であるというふうに考えてございます。奈良市、生駒市が導入をされますと、県内全てが対象区域となります。各消防本部と協力して、また、県の福祉部局とも連携しながら、当該システムの広報、普及啓発に努めてまいりたいと考えております。以上です。

〇亀甲委員 ありがとうございます。奈良県全域でしっかりと周知できるように全力でやっていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

あと、最後に1点質問させていただきます。ことしの夏に東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。聖火リレーもこの奈良県内を走ることになっております。4月12日、13日という予定で、朝の9時ぐらいから夜の8時ぐらいまで聖火ランナーが走るという状況にあると思います。このオリンピック・パラリンピック、また、この聖火リレーというのは、日本国民も注目を集めるものだと思うのですけれども、さらに世界も注目をしますので、たくさんの方が来られる、それを見に集まる可能性が大きくなると思っています。

その中で、テロなどの妨害行為の対象となる可能性を秘めていると私は思っているのですけれども、開催に当たって、今警察が取り組まれようとされている対策についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

〇木下警備部長 まず、聖火リレーにつきましては、オリンピック競技大会に先立ちまして実施されます。国際的にも非常に注目度の高い路上イベントで、沿道やセレブレーション会場に多くの観客が参集します。こういったことから、その安全確保は、極めて重要であると認識しているところです。そのため、大会組織委員会や東京2020オリンピック聖火リレー奈良県実行委員会と連携しまして、必要な警察官、警察車両を配置しますとともに、交通規制を実施することとしております。

また、2008年北京大会や2012年ロンドン大会等での聖火リレーにおける妨害行 為の発生、こういったことを踏まえまして、警察官を聖火ランナーに伴走させまして、直 近での妨害事案への警戒、対処に当たらせることといたしております。

なお、新型コロナウイルス感染症に関連いたしまして、多人数が集まるイベントをめぐる情勢は流動的でございますが、聖火リレーの安全かつ円滑な実施は東京2020オリンピック競技大会成功の前提となりますので、引き続き、必要かつ適切な警備所対策を推進してまいります。どうか安全確保を十分図ってまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

そして、もう1点ですが、聖火リレーに関しまして、ドローンの関係も含まれておりますけれども、この件につきましても、今後、聖火リレー奈良県実行委員会をはじめとする関係機関と緊密に連携し、道路規制に関する広報啓発活動をしっかりと実施してまいりたいと考えております。また、聖火リレー当日には、コース周辺での地上警戒を所要の体制でしっかりと行い、飛行するドローンを発見した場合には、状況に応じ必要な対処を行い、安全確保をしっかりと図ってまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○亀甲委員 ありがとうございます。新型コロナウイルスの件もありますし、どうなっていくかわからないですけれども、聖火ランナーは走る可能性が高いと思いますので、そうなるとその対象になってくる可能性もあります。多くの方が集まれなかったとしても、しっかりと対策をしていただいて、安全にやっていただければと思っております。これからどういう状況になるかわかりませんけれども、全力で取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

〇乾委員長 ほかになければ、これをもちまして質問を終わります。

次に、委員長報告でありますが、本会議で反対討論をされる場合は、委員長報告に反対 意見を記載しないこととなっております。日本共産党さんは反対討論されますか。

- **〇山村委員** はい、します。
- ○乾委員長 では、委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしくお願いします。
 次に、委員長報告についてでありますが、正副委員長に一任願えますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それではそのようにさせていただきます。

これをもって本日の委員会を終わります。ご苦労さまでした。